

会 議 録 目 次

平成21年第8回海田町議会9月定例会（第2日目）

平成21年9月10日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	……………	4
日程第2	第34号議案	財産の取得について……………	6 3
日程第3	第35号議案	財産の取得について……………	6 5
日程第4	第36号議案	財産の取得について……………	7 0
日程第5	第37号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について……………	7 4
日程第6	第38号議案	海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	7 5
日程第7	第39号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	7 5
日程第8	第40号議案	平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	7 8
日程第9	第41号議案	平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）……………	8 7
日程第10	第42号議案	平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1 号）……………	8 8
日程第11	第43号議案	平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2 号）……………	9 0
日程第12	第44号議案	平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）……………	9 1
	（ 閉 会 ）	……………	9 3

7. 欠 席 議 員 (1名)

13番 原 田 幸 治

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
企 画 課 長		細 川 真 示
財 政 課 長		白 井 真
総 務 課 長		植 野 敏 彦
生 活 安 全 課 長		佐々木 正 樹
住 民 課 長		飯 田 義 光
福 祉 課 長		窪 地 満
長 寿 保 険 課 長		加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課 長		木 原 晴 彦
建 設 課 長		久 保 田 誠 司
教 育 長		小 谷 桂 司
教 育 次 長		青 木 基 秀
生 涯 学 習 課 長		青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
町 民 サ ー ビ ス 室 長		奥 谷 正 則
環 境 セ ン タ ー 所 長		百 本 哲 郎
ま ち づ く り 事 務 所 長		花 本 則 之

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任 主 事	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一 般 質 問
- 日程第2 第34号議案 財産の取得について
- 日程第3 第35号議案 財産の取得について
- 日程第4 第36号議案 財産の取得について
- 日程第5 第37号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第38号議案 海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第7 第39号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第40号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 第41号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 第42号議案 平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 第43号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第44号議案 平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日要求いたしました普通財産及び行政財産の増減の内訳に関する資料につきましては、執行部から提出されましたので、議員連絡ボックスに入れております。

なお、本日は、報道のためテレビカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至

る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、防災無線についてということでお尋ねいたします。6月8日、三迫三丁目の火災発生に際し、緊急放送がなかった。その理由は何なのか。住宅火災ということから、いち早く付近住民に知らせ、場合によっては救助をお願いしたり、場合によっては近隣の類焼等を考慮し、いち早く避難通報の意味から、防災放送はすべきではなかったのか。またあわせて、消防団員の招集等、必要はなかったのか、お尋ねいたします。

次に、公有地についてお尋ねします。窪町、あるいはまた船越、ホテルの裏であります。再開発用地として購入した何カ所かの土地があります。一部は駐車場用地として有償により賃貸しておりますが、窪町の再開発をやめた今日、その土地はもはや必要がないわけですから、財政難の今日、処分をし、町財政の補てんに利用すべきであると思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

次に、保育所の建設ということでお尋ねいたします。むしろ建設というよりも開設といえますか、現在、東京都とか大都市においては保育所の入所待ちが随分あると聞きますが、本町においてはどのようになっておるのか。これは通告には書いておらなかったかと思いますが、お尋ねいたします。

また、学校の余裕教室を利用して保育所あるいは幼稚園、これを開設できないかということでもあります。これについて町長の考えを問うものであります。

最後に、庁舎建設についてお尋ねいたします。昨日来多くの議員より質問が出ておりますが、町長の答弁は、既に決定したかのごとくの答弁であります。また、住民説明会に出席された町民より、匿名ではありますが、電話等であの説明は既に決定しておるのではないかというような投書も随分来ております。町長は、ご存じのように、駅前建設賛成議員5名ということで報告しておりますが、反対の意思は確認はしておりませんが、賛成者が5名ということは、他の議員は反対であると考えても大きくは間違いではないと思います。にもかかわらず、町長はなお駅前に庁舎建設ということで固執しております。私にはその意味がわかりません。ただまちのシンボル、まちの発展につながるという理由ではあります。窪町の再開発もやめ、駅前の開発発展はないものと考えます。ただシンボルタワーを建てただけでは町の発展にはつながらない、このように考えますが、町長の考えを尋ねるものであります。以上であります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、防災無線についての質問でございますが、6月8日の火災におきましては、広島市消防局が6時19分に火災通報を受信し、安芸消防署が出動しております。一方、現場近くに居住している消防団副団長が三迫地区を管轄する第2分団の消防団員を招集し、通報から11分後の6時30分までには消防団員及び町職員が現場に到着しておりました。この時点で火災はほぼ鎮静化しており、延焼の可能性や住民避難の必要性が予見されなかったことなどから総合的に判断した結果、このたびの火災については町内放送による火災発生の周知を行わなかったといたしております。

続きまして、公有地についての質問でございますが、変更前の土地区画整理事業によって購入した土地には、国庫補助事業で購入している土地と、町単独で購入した土地がございます。国庫補助事業で購入した土地につきましては、他への売却は法律上困難であるため、地区計画により整備する道路、公園などの公共用地に充当することとしております。また、町単独で購入した土地につきましては、1カ所は広島市からの要請を受けて連続立体交差事業に係る代替地として売却する方針で協議を進めております。そのほかの土地につきましては現在、地区計画によって新たに必要となる事業地の代替用地として活用する予定にしております。

続きまして、保育所の建設についての質問でございますが、1点目の保育所の待機児童の状況ですが、現在はおりません。

2点目の、学校の余裕教室を活用し、複合施設として幼稚園や保育所を建設することは考えておりません。

次に、庁舎建設についての質問でございますが、1点目につきましては、まちづくりの視点、利便性と機能性の視点などを総合的に比較検討し、海田市駅南口東街区が候補地として最適であると判断したものであり、今後、議員の皆さんにご理解が得られるよう、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。したがって、その他の候補地を提案するつもりはありません。

2点目につきましては、町執行部として、新庁舎の建設候補地を海田市駅南口東街区に一本化した経緯や理由などについて、町広報等で公表するだけでは十分に伝わりにくいと見え、直接住民の皆さんに説明し、ご理解いただくため説明会を実施したものでご

ございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度防災無線ということでお尋ねしますが、副団長の判断で放送はしなかったと。11分後には何名かの団員が集まったと。こういうようなことではありますが、私が聞くところによると、2人の男性の方がそこで寝ておられて、1人は朝5時か5時半ごろに所用で出ておられると。もう1人の方はちょっと遅くなって、何か音がするというので、既に逃げ場を失うぐらいの火の回りであったということ、たまたまそこのお父さんが気がつかれて、はしごをかけて窓から避難した、このように聞いておるんです。だから、一消防団といいますか、その団員は副団長であったとしても、それだけでどうなのか。そういう退避、事なきを得ておるので、それでよかった、結果はそういうことですからわかりませんが、先ほども言いましたように、今後も含めて、付近の方のいち早い避難というか、退避といいますか、そういうことを含めてやっぱり緊急時は知らせるべきじゃないか。あるいは、7名、8名の消防団員の応援ですべて足りるのかどうか。過去に何回か言うておりますが、自治消防は要らないんじゃないか、用をなさんのじゃないかと。今も町長からありましたように、既に広島市消防が行って鎮火しておるんだということ、そこで消防団員に招集をかけて出動手当だけ払って、何もしなかった。それがどういうふうになるのかということ、すべてがそれで正しく判断できると考えるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）消防団の件でございますが、一昨年ですか、地区消防と一緒に広島市に委託事務契約をした結果、いろんな今までの災害についても非常に敏感に反応していただいております。そして、今、前田議員がおっしゃるように、消防団の不要説がございますが、昨日もお話をしましたように、災害時なんかの問題には非常に献身的に消防団は努力をいただいております。これは本当に我々は頭が下がる思いをしております。忙しい中でやっていただいております。そういう意味からいまして、消防とか警察とか、我々は一応そういう組織的な階級制度の中では、上の階級の指示に絶対に従うというふうなことを聞いておりますので、私はその判断が正しかったんじゃないかというふうを考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度お尋ねしますが、やっぱりそれがすべてよかったのかどうか。先ほ

ども言いましたように、はしごで1人の方が避難されておるんです。これはもし一歩間違えば大変なことになる。じゃ、その副団長がその状況を知っておったのかどうか、こういうことになっていくわけですが、今後やっぱり緊急時はいち早く、より多くの人に知らせて助けを求める、あるいは、そういう場合に助けるだけではなくして、特に住宅の密集地、この近辺、稲荷町、新町あたり、あるいはその他のところも含めて、類焼云々、どういふことがあるか、今ごろは勤務形態が夜昼まちまちですから、ゆっくり寝ておられる人もあるはずです。朝帰って寝られたという人、夜勤の方、近くはマツダなんかでも3交代とかいろいろそういうふうになっておるわけですから、そういうことも考えたときには、やっぱり緊急放送はすべきじゃないか。それともう一つ、いつの火災じゃったですか、実際にそういう放送があったけれども、あれが放送までの時間が長過ぎる。サイレンが5回か6回ぐらい鳴って、それからようやくキンコンカンというて、そこから何か知らんが住宅火災が発生だと言う。あれをもっと短くできないかということで。だから、今2つ言いますが、緊急事態だから、もっとサイレンを短く、五、六回頻繁に鳴らして、長く引っ張るんじゃなくして、やって、そして早く知らせるということ、ぜひそれはやるべきじゃないかというのはどうですか、そこらは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに火災とか犯罪とかというのは一分一秒を争う。救急問題も同じようなことだと私は思っております。そういうことで、事あるごとに消防団と町もいろいろ協議をしながら、その起こったことに対して反省とか今後の対応についてのいろいろ協議をなさるといふように聞いております。それらを踏まえて、今、前田議員がご指摘の件につきましても検討していただきたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それから、窪町は処分する、こういうことでもありますし、保育所待機児童はないということだから、あえて言いません。

庁舎の建設ということで、先ほども言いました、駅前に建った方がいいんだという賛同議員が5名ということであったわけですが、町長の今の答弁を聞くと、是が非でも駅前にやるんだということで、先ほども言いましたが、なぜそこまで固執するのか、こういうことなんです、どうも町長の意味がわからない。地方自治法の4条じゃったですか、事務所の位置の決定ということで、3分の2の議員の賛成が必要なんだということで、それで、無理にそこをいわゆる強行建設をやって、その庁舎移転時に同意が得られ

なかったら、19億ともいうお金が宙に浮くというようなことになるわけですね。この辺の責任はどのように考えておるんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この庁舎の問題で昨日からいろいろ答弁をさせていただいておりますが、役所の行政の仕事として皆さん方に、また議会にも十分な理解をいただけるような資料提供と、また住民の方に、全くこれならやってもいいというぐらいの形の資料の提供もしてみたいし、先般の町内でのいろんな説明会の中でも、また個人的にも各種団体からいろんな意見とか要望とかが参っております。それらを踏まえて改めて町の活性化、将来展望を踏まえて町の建設に邁進してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）町の活性化とかどうとか言いながら、これは委員会でも、町長もご存じのように、町民アンケートをとるときに、このアンケートの町民の意思を尊重しようじゃないかということで決めて、43%じゃったですか、その確率は94%だと、こういうふうにはっきり言うておるわけですね。ということは、三択でやって、言いかえれば、一番背の高かったというか、アンケートの回答の多かったところ、当然ここに決定すべきであって、50%に達しなかったなんていうのは私は理由ではないと思うんです。なぜそういう町民の意を酌まないのか、反映させないのか、こういうことなんです。何かわからんけれども、今言うように住民説明会をしたらどうかこうとかというて、町民の意思はここで踏みにじるわけですか、アンケート。何だったんですか、これは。どうなんですか、その辺は。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましては特別委員会でもいろいろ話し合いをさせていただきましたが、世の中の多数決は過半数がほとんどそれで決まるということも、いろんなデータ等を含めてもいろんなことがございます。しかしながら、今回のいろんな調査の中で一番多かったのが、近いからいいというふうな形の回答が多かったような気がいたします。そういうことと、昨日から何回も答弁しておりますように、海田町の将来の展望を考えたり、今後このたびの連続立体交差のための立ち退きというふうな形になるわけでございます。こういう機会をとらえて、おくれております駅前開発、昨日もいろいろ説明をしましたが、それを含めて町の活性化と庁舎の移転を建設することをお願いしておるわけでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）多くは言うても無駄なようですが、今言うた、多くの町民が支持しておると。近いところがいいと。要するに、近いところがいいから多くの人がプール跡地を支持したわけでしょう。そうじゃないですか。簡単な答えじゃないんですか、そこらは。どうも町長の答弁が私には理解できないんですがね。多くの人が支持したのがアンケートの答えじゃないですか。それにまだ今さらあえて住民説明会をやって。アンケートのときの資料不足だったと。だれの責任なんですか、それは。我々の責任なんですか。あなたたちがコンサルかどこかのそういう企業にお願いされてそれなりの資料を出されて、資料不足だったからとか、50%に達していない、でも、確率は94%だよと。言うておられることが私はどうも理解ができません。多く言うてもしょうがないんですがね。先ほども言いましたように、事務所の移転の位置で同意が得られなかった、こういうことで、そのときの考えをどのようにするのかということなんです。これで終わりますけれども、どうなんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）我々が今、執行部全体で協力をさせていただいたり、また内部でもいろいろ協議をしておりましたり、また県の交渉等を含めて、理解の得られるように努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）1番、大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。今日は4点について質問させていただきます。

1点目、保育所への入所対象年齢について。海田町の第3次総合基本計画の中に「保育ニーズの多様化に対応したきめ細かい保育サービスの提供を図る」と施策の方針が出されています。また、仕事等の社会的活動と子育てなどの家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、延長保育、一時保育を実施し、環境整備を総合的に推進しますともうたっています。現在、海田町では、延長保育、一時保育と、いつも他町村に先駆けて行っています。これはとても喜ばしいことです。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

1点目、不景気がなかなか回復しない中、育児休暇があっても、経済的に余裕がないため、産後明けに働きたい方が増えています。そこで、保育ニーズの多様化に対応して入所対象年齢を産後8週間後からとするお考えはありませんか。

2点目、保育所の定員数について。9月8日の中国新聞の1面に、待機児童2万5,384

人とでかでかと記載されていました。海田町では4月1日現在113人の定員割れと聞き、待機児童は現在のところいませんと聞いています。先ほどの町長の答弁にも、待機児童はいませんと聞いています。しかしながら、子育て支援に参加のお母さん方何人かに聞いてみましたら、預けて働きたいのですが、あきがないのでは入れないと言われたので、仕方なく我慢していますとのこと。特に乳児をお持ちにお母さんが入所を希望されているようです。現在の待機児童の要件を満たしていないかもしれませんが、潜在的待機児童ではないでしょうか。そこで、その定員に達していない幼児の人数を乳児に振り分けるお考えはありませんか。また、私立保育園への定員増をお願いしてみたいはいかがでしょうか。

次、3点目、父子家庭への援助の拡大。派遣切りやリストラ等で不況のあおりを受け、経済的に困窮している父子家庭が増えてきています。母子家庭には国からいろいろな援助制度がありますが、父子家庭にはまだ十分な援助制度がありません。ひとり親家庭としての援助はありますが、母子家庭とは援助の格差があります。父子家庭の困窮を見かねてNPOや各自治体が動き始め、現在、支援を独自で行っている自治体が、21年1月では11自治体だったのが、2月の調査で200に上っています。尾道市でも父子家庭向けの手当や支援金を設けています。このような自治体の動きを見て、国では母子家庭にのみ支給される国の児童扶養手当の対象を父子家庭にも広げるようです。しかし、国の制度化には時間がかかります。そこで、お願いいたします。制度化まででも、海田町として父子家庭に対して援助をするお考えはありませんか。

4点目、循環バスについて。8月25日にふれあいバスの実態調査が行われ、10月には町内2,000世帯を対象にアンケートを実施、3月までに利便性向上に向けた活性化計画をまとめると8月26日の新聞に報道されていましたが、現在、ふれあいバスが通っていない地域は来年の3月まで今のまま、既にもう4年もお待ちしていますが、結果待ちということでしょうか。それまで試験的にコースを変更してふれあいバスを試みてみようというお考えはないのでしょうか。机上の推論でなく行動を起こしてみてください。今のバスの変更が難しいようでしたら、町のマイクロバスを使って考えられる路線を走ってみるのも一案ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（久留島）町長、先ほどの大江議員の通告書なんですけど、私立保育園というのが出たんですけど、これは通告書にないので、その点。町長。

○町長（山岡）大江議員の質問に答弁をいたします。

まず、保育所への入所対象年齢についての質問でございますが、1点目の乳幼児の保育所への受け入れ時期につきましては、おおむね生後四、五カ月から受け入れを行っております。生後2カ月の乳児では、安全な保育の確保や現在の3歳未満児の入所状況を勘案すれば、こうした乳児の受け入れはできないと考えております。

続きまして、保育所の定員数についての質問でございますが、保育所の定員の振り分けにつきましては、保育所の基準の中で保育士の数の問題と施設の面積基準を満たす必要があります、現状であいた定員枠を3歳未満児に振り分けることは難しいと考えております。

続きまして、父子家庭への援助の拡大についての質問でございますが、父子家庭に対する新たな経済支援については現在のところ考えておりません。

続きまして、循環バスについての質問でございますが、現在検討中のプロジェクトの結果を待たずに循環バス運行ルートの変更等の考えはないかとの質問でございますが、町といたしましてはこのプロジェクトの検討結果を待って運行ルートの変更を判断すべきと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）1番の質問ですが、今のところ安全性を考えて、考えていないということなんですが、今の保育所の乳児室はほふく室も兼用していると思いますので、子どもたちを受け入れる、親たちの困っている現状を見ましたら、海田町はきめ細かい保育サービスの提供とうたっていますが、本当に困っている人にやはり手を差し伸べていくべきではないでしょうか。確かに今、介護の後、それから1年休業とかという補償制度もありますが、それは大きな企業であって、小さなところで働く女性には、そういうものもあっても使えないことが多いのです。そして、実際にあっても、その休んでいる間の生活費に困っているお母さん方もかなり見られます。また、海田町にそういうものがないから引っ越しするというお母さん方も聞いています。そこで、やはり2カ月から預かることをお考えしていただけないでしょうか。もう一度ご質問します。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）生後2カ月からの保育の実施というご質問でございますが、生後2カ月の乳児におきましては体力的にも脆弱でございます。なおかつ首も据わっていない状況の中で、保育の仕方が首の据わった乳児とは異なる部分がございます。町長も答弁いたしましたように、安全に保育を実施していくためには、保育の最低基準であります保

育士の配置等々もございます。この中で安全に保育をしていくためには、首の据わった段階から保育を実施したいというのが町の考え方でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）では、現在、保育所では4カ月からお預かりするということなんですが、4カ月には大体未満児は3人に1人の保母だと思いましたが、その保母の、乳児に対しての3人に1人で余裕はあるんじゃないでしょうか、ご質問します。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）現在預かっておりますゼロ歳児の状況は3人に対して1人保育士を配置しておりますが、それに対する余裕は現在のところございません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）安全性と言いますが、実際まだ一度も試みていないと思います。試みてから、それで結果を出しても遅くないのではないのでしょうか。一度試してみたいと思います。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、首の据わっていない段階の乳児につきましては、厚生労働省の状況で、乳幼児の突然死症候群、これがこの時期に非常に多いという指摘もございます。ですから、安全に保育を実施するためには、町としては現行の四、五カ月、首の据わった段階から保育を実施したいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）私立では2カ月から預かっています。行政がそのデメリットをおそれて2カ月から預からないというのは逃げではないのでしょうか。やはり本当に困っている人に手を差し伸べていくのが行政の仕事ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）確かにご指摘のように、町外の私立の保育所において2カ月から預かっておることはインターネット等の情報では承知いたしております。ただ、そうはいいまして、安全に保育するのが最大の使命でございますので、なおかつ、生後2カ月におきましては、保育指針などを見ますと、ちょうど生後生まれてから急激な発達を経て自分の欲求を表現するとともに、それに応えて特定の大人との間に情緒的なきずなが生まれる時期であるというふうに保育指針には定められております。ですから、この時期につきましては保護者、お母さん方と乳児との特別なきずなをつくる時期にちょうど当

たると思いますので、育児休業等をもしとることが可能であれば、ぜひともそういう形で親子のきずなを深めていただく時期としても家庭で保育をしていただくのが一番よいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）それができないから2カ月からおっしやっているんですが。やはり自分で子どもを育てたい。育てたいけれどもそれができないという家庭が増えています。もう少し現状を見ていただいて考えていただければと思います。この質問はこれで終わります。

次の2点目の保育所の定員数ですが、昔ですが、現在も五日市の保育所ではそういう方法をやっておりますが、保育所の中で満年齢に達したときに上のクラスに上がって人数調整するというをやっている保育所があります。そこで、私たちも昔はそういうふうにして、年齢が上がった時点で次の受け入れという体制をとった時代もありました。そこで、現在待機児童がいない、しかも113名のあきというのは幼児の方であきがあります。乳児のゼロ歳から3歳まではいっぱいです。そこの幼児のあきの部分を乳児にしていただいて、短期の保育士さんを採用してもらえればやれるのではないのでしょうか。今、厚生省では2割増しまでは認められていると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）確かに大江議員ご指摘のとおり、未満児はいっぱいの状況でございます。それから、以上児につきましては大体全保育所で74%の充足率になろうかというふうに考えております。議員ご指摘のように、特定の年代の面積を利用して、そこに未満児の定員を充てたらどうかというご質問でございますが、町におきましては年齢別保育をやっております。この中で特定の年齢において非常に極端な減少があるということであれば、部屋を入れかえるなど工夫をしながら保育の対応をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）よろしく願いいたします。

次に、父子家庭の援助の拡大なんです。町長さんの方は考えはありませんとおっしゃいましたが、実際父子家庭で今リストラなどで給与が随分下がって、昔と違いまして、女性が子どもさんを置かれて出る現状も今は多々あります。その中で、男女共同参画も叫ばれる中で父子だけがそういう児童扶養手当がないというのはいかかなものでしょう

か。それでほかの市町村はおかしいということに気がつきまして、少しずつ援助の体制を広げていっています。もちろん収入に合わせてですが。お考えをもう一度お聞かせください。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）父子家庭の支援につきましては、町長からもお答えしておりますけれども、現在のところ、ひとり親家庭医療の受給者の中で父子家庭の対象となるような世帯はいらっしゃいませんので、さらに手当を支給するという事は考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）わかりました。今後もし父子家庭に相当する家庭がございましたから、そちらの方を考えてみてください。

次に、4点目です。先ほどおっしゃったように、結果待ちをしてから考えるとおっしゃっていましたが、その中に入れてほしいのが、道幅が狭くて通れない、どうしたらバスは通れるようになるのか。今まで、道幅が狭い、右回りができないということで4年間以上バスが走っていないところもあります。それから、道幅が狭いということで全然通っていないところもあります。今度のアンケート調査には、そのことを十分考慮して、通れない、行けないではなく、どうしたら町民の皆様が平等に通すことができるのか、そこを考えて次の3月のアンケート結果をお待ちしております。以上です。

○議長（久留島）5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番議員の宗像でございます。生活道路の整備と庁舎移転問題について質問させていただきたいと思います。

まず、生活幹線道路の整備についてでございます。本町では、生活基盤整備の推進、特に生活道路につきましては町道6号線、町道8号・9号線をその基幹として整備を進め、町道8号・9号線についてはほとんど整備が完了しております。しかし、町道6号線、特にバイパス部分については、早くから着手している割には最近は用地の買収について進展していないように思われます。先日、三迫地区で、先ほど前田議員からの質問にもありましたように、火災が発生して、それも通勤・通学時間に発生しております。消火活動に当たる人や車両で現道はごった返し、全く通れない状況になっておりました。私も当日、現場に行って確認しましたが、地元住民、特に車で通勤される方については迂回路もなく、車を置いて歩いてバス停まで行かれて、車での通勤ができなくなった状態になっております。6号線バイパス事業が完了していれば、現道かバイパスのどちら

かを迂回路として利用することができました。そこで、次の点について伺います。

1 点目、用地の買収は、このバイパス事業ですけれども、面積ベースで計画の何%まで進んでおりますか。

2 点目、現在用地買収が進んでいないと思われませんが、その停滞している理由についてご説明をお願いいたします。

3 点目、執行部としていつを目標にこの道路の整備を完了しようとしているのか、それについて伺います。

4 点目、その目標年次や用地買収の停滞状況によっては事業認定を必要とする時期が来るのではないかと思います。町長としてその気迫を持って事業を完成する気があるかどうか、お伺いします。

次に、生活幹線ではございませんけれども、生活道路の未整備地区として、特に国信の環境センターがある地区がございます。本町では唯一、車で町内を移動する際に国道を通らなければ町内移動ができません。ここも早急に整備が必要だと思っておりますが、町長はどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

続いて、庁舎の移転問題について質問します。庁舎の移転問題につきましては、長きにわたり庁舎特別委員会において議論をしてきたところでございます。そんな中、執行部から海田市駅前を候補地として提案され、庁舎特別委員会で賛否を確認したところ、拘束ではございませんけれども、賛成少数という結果になりました。このことについて先日議会報告されたばかりでございます。役場に来庁される方は大部分の方が車で来庁されており、今後も車での来庁が多いものと考えられます。庁舎を駅前に移転する場合に、車での来庁に際しては相当な問題があるものと考えられます。特に道路網については大きな問題があると思われまして。確かに今年度、明神橋の歩道橋の撤去を県道管理者が行い、少しは改良され、バス等の運行は数段によくなります。しかし、瀬野川左岸地区の人で車で駅前に行くために大正交差点を通り、慢性的に渋滞している県道広島海田線を利用する人は限られております。多くの方は日下橋、町道2号線が上市から中店橋の間、一方通行となっている関係上、離合が困難な上市橋をわたり、そして、中店橋かつくも橋を渡って行きます。または中店小学校線の海田小学校交差点から狭あいな道をやはり中店橋かつくも橋を渡ることとなります。どの橋も狭あいな状態にあります。そこで、次の点について質問します。

1 点目、いずれにしろ、上市橋、中店橋、つくも橋のどれかは早急に橋りょうのかけ

かえ、特に町道2号線の道路改良が必要となります。橋りょうのかけかえや関連道路改良についてはどのように考えておられますか。

2点目、橋りょうのかけかえ、仮につくも橋を日下橋程度にかけかえた場合、どのくらいの費用がかかるものですか。

3点目、橋りょうのかけかえにかかる費用や道路改良にかかる費用は相当になるものと思われましても、国庫補助を受けても当然町の負担が必要となり、町民にその負担を強いることとなります。このような負担について町民にどのような説明をなさっていますか。

次に、本町では「子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに数々の施策を実施されています。中でも保育所については、先ほど大江議員さんの質問にもございましたように、全国的に待機児童が増えている中、本町では待機児童が全くない、いつでも保育所に入れる状態にあるとお聞きしております。他の市町村ではない、特に大都市近郊では考えられない誇れる状態にあります。しかしながら、町立の保育所は、つくも保育所を除いて、その他は相当古いものになっております。これらの施設は今後計画を立て、順次建替えることと聞いております。そうした中、駅前に庁舎ではなく、建替え計画に合わせ保育所を設置することを考えられてはどうかと提案するものでございます。子育て世代に対し、保育所が駅前にあれば、通勤経路の途中に子どもを預けることができ、わざわざ保育所に預けて駅に行き、通勤するという時間のロスがなくなり、安心して子育てができます。庁舎の移転費用以外に必要な橋りょうのかけかえ、道路改良に多大な労苦をかけるよりも、若い人への本町への定住について相当の効果があるものと思われまします。町長としてどう思われるか、お聞きするものでございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。

まず、生活幹線道路の整備についての質問でございますが、1点目の進捗率につきましては、約33%でございます。

2点目につきましては、厳しい財政状況に係る財政健全化計画等の見直しや一部地権者の協力が得られないことなどから、進捗におくれが出ております。

3点目につきましては、平成34年度の全線開通を目標として取り組んでおります。

4点目につきましては、用地交渉が難航する場合、土地収用法の手続きにより土地を取得する方法もございますが、これまで本町は通常の用地交渉で用地を取得してきまし

たこと、また未買収地が複数あることなどから、引き続き粘り強く用地交渉を行ってまいりたいと考えております。

5点目につきましては、平成14年度に策定した町道整備計画の中で長期的な視点で取り組む路線として位置づけていること、また、地元から路線整備の要望も少なく、一部地権者の協力も得られないことなどから、国信地区の道路整備につきましては長期総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

庁舎の移転問題についての質問でございますが、1点目につきましては、関連道路としては連続立体交差事業で青崎中店線等が、土地区画整理事業で中店窪町線がありますが、つくも橋は県管理の橋で、かけかえの計画は聞いておりません。中店橋については、山の手線事業によるかけかえを県が計画しており、将来的には瀬野川左岸から駅周辺へのアクセス橋として機能することとなっております。

2点目のつくも橋をかけかえた場合の費用につきましては、約4億5,000万円程度でございます。

3点目につきましては、青崎中店線や中店窪町線、また山の手線についてはそれぞれの事業計画を示した際に住民に説明しておりますが、負担については事業開始時になると思います。

次に、新庁舎の候補地についてでございますが、まちづくりの視点、利便性と機能性の視点などを総合的に比較検討し、海田市駅南口東街区が最適であると判断したものであり、庁舎に代わって保育所を設置する考えはございません。しかしながら、交通の結節点である駅前という立地性を活かした子育て関係の施設は将来的には必要であると考えております。したがって、今後、基本計画等を策定する段階において、ご指摘の点も踏まえ、病後児保育や一時預かり保育等ができる施設の併設についても検討したいと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）町道6号線バイパス事業は33%とお聞きしましたけれども、では、今回つくられました三迫第2公園から三迫川までの間については地権者が何人おって、あと用地買収が何人残っておるかを確認させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）6号バイパスの用地取得状況ということで整理させていただいてご答弁申し上げます。三迫第2公園を一応基点にしまして、まだ上側の方にも未取得の

土地がございます。取得済みが6件で、未取得が2件、また測量がまだ済んでいないものが5件で、未取得が7件ということです。それから、三迫公園から下側ですけれども、取得済みが7件、まだ未取得が5件というような状況です。この中にはもちろん地権者が上側の方と下側の方でダブっている方も若干ございますので、人ということではなくて件数ということで報告させていただきます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）私が聞いておる範囲では、単価が合わないところで難しい部分があるとお聞きしておるんですが、そうした中で平成13年に土地収用法が改正されて、1つ補償金の仲裁制度というものが新たに創設されております。これは事業認定をとるということではなくて、事業認定前のことで可能となっております。特に今回の火事のように、バイパスが少なくとも今度できた公園から橋の部分まで完了しておれば、迂回することができた、農道を使って串掛林道を回ることもできたという部分がございます。できるだけそういうものがないようにするために、例えばこういう制度を使って事業を進めてまいる気持ちがあるのかどうか、再度確認させてください。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）確かに仲裁制度の活用ということで、仲裁申請ということも視野に入れながら交渉は進めていきたいというふうに思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）確かに公園も開始されていきますので、こういうものを踏まえて前向きにどんどん進めてやっていただきたいと思います。

次に、生活幹線道路の整備の中の国信地区についてでございますけれども、例えば我々が環境センターへ行くときに必ず国道を通っていかなきゃいけない。その国道でも交通量の相当多いところを右折していかなきゃならない難しい問題がございます。できれば町内の道路、町道を使って行けるようなものにぜひとも進めていただきたいと思いますので、この問題につきましては次の4次総合計画の中に盛り込んでいただき、できるだけ邁進していただくよう頑張ってくださいと思います。

次に、庁舎移転に伴う道路の問題でございますが、特別委員会でも何度か申しましたが、連続立体交差事業が終わったら道路が整備されるというんじゃなくて、それまでに庁舎に行くために道路を整備して、こういうふうな整備計画もありますよと住民に見せるのが筋じゃないかと僕は思うんですけれども、その辺についてどのように考えておら

れるか。特に連続立体交差事業が整備されるまで、最短でもあと15年以上はかかります。

その15年間、狭い道、狭い道で我慢しろというのか、その辺について見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）今の道路の問題でございますが、ご承知のように、駅周りは複数の県道に囲まれた区域でございます。そういうことで、やはり町が改修する部分も、例えば町道2号線の拡幅等はございます。あとJ A安芸から県道までという部分はございますが、それにつきましては区画整理の進捗状況を見ながらそういう整備に邁進してまいりたいと考えております。あと、つくも橋関係、それと中店関係につきましても、これは県の山の手線の事業地になっておりますので、今後区画整理が進捗すると並行して県と協議を進めてまいって、町ができる部分は協力させていただくという格好の中で、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、現段階では道路の整備については、細かいことについては考えておられないと解釈してもよろしいんですね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）現在の計画も、中店から今の呉線を通して将来的な中店・窪町線までの区間を、少しずつではございますが、拡幅を行っております。この道路を拡幅することによって県道から県道のバイパス的な機能を果たすということでその整備を考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）じゃ、もう1点、道路の絡みで山の手線の整備とおっしゃられておるわけですが、山の手線を整備された時点で、この前も特別委員会で申し上げましたが、町道2号線と山の手線は、山の手線ができ上がった時点で町道2号線は行きどまりになる。これについて仮に今お金をかけたとしても、最終的には使えなくなる道路の可能性があります。その点について、やる必要があるのかというのを含めて、それからもう1点、そうなるとうとう橋のかけかえが必要になってくる。それはしなきゃならん。先ほど町長さんの答弁の中にありましたように、1本の橋だけで約4億から5億の金がかかって、国庫補助をいただいてもやっぱり余分な費用がかかってくる分について考えれば、どうしても庁舎じゃなくてもっと別の施設がいいんじゃないかと私は考えております。

特に駅前の再開発が終わった後、再開発ビルなんかを建てて海田町のシンボルをつくることについては反対ではございません。きちんとやっぱり町としてそういう姿勢を示すことについては問題はないんですけれども、その辺も踏まえて再度一考を願って私の質問とさせていただきます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに道路の問題……。いいんですか、答弁。わかりました。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時15分です。

~~~~~○~~~~~

午前 9時56分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。本日は2点質問をいたします。

まず、薬物乱用防止教育についてです。今、連日ワイドショーとかニュースで報じておりますが、酒井法子被告が覚せい剤の使用で逮捕されたということは大変ショックでした。非常に清純なイメージがあった彼女が覚せい剤を使用したということで非常にショックでございました。芸能界のみならず、最近は大学生から高校生、中学生にも薬物汚染が広がっています。これを防止するには、薬物の怖さをできるだけ早く教育をしていく必要があると考えます。町内の小・中学校での薬物乱用防止教育はどうなっておりますでしょうか。

2番目、新型インフルエンザについて。例年ですと流行しない時期、このような高温多湿な時期に多数の感染者が広がっております。広島県も流行に入ったと宣言しておりますが、学校が始まる9月以降、今以上に大流行すると考えられております。マスクを町民に配布してはいかがでしょうか。マスクを全町民や全市民に配布している自治体もございます。

それから、現在までの患者数を把握しておられるのでしょうか。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問について、2点目は私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、新型インフルエンザについての質問でございますが、町民へのマスクの配布につきましては考えておりません。

次に、現在までの患者数ですが、行政報告で報告しましたとおり、新型インフルエンザと診断された者が9月8日現在、教職員1名、高校生12名、小学生14名、保育園児1名で、合計28名が感染していることについて把握をしております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）薬物乱用防止教室についてお答えします。各小・中学校では保健体育と特別活動などの授業において、担任、養護教諭等により、薬物の恐ろしさ、危険性、有毒性などについて、自分の将来に対する健康と命の問題として指導を行っているところでございます。また、薬物乱用防止についての学習効果を高めるために、学校薬剤師をアシスタントティーチャーとして招いたり、警察官や青少年育成官を講師に招いて防犯教室を開催するなどしております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）今、教育長から答弁がありました。大体小・中学校で年何回ぐらい開かれているのでしょうか。具体的な回数をお願いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）小学校につきましては大体年間を通しまして二、三時間程度やっております。中学校につきましては、学習指導要領で保健体育の授業で習うことになっておりますので、その中での指導とあわせて特別活動等を通して海田警察署の方々を招きながらそういった講習会を開いておるということでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）小学校で大体二、三時間。私もその関連の仕事をさせていただいておりますので、防犯教室なんかでは普通の防犯はやるんですけども、薬物乱用については専門知識が要るわけです。学校薬剤師さんを通して教育を、ビデオとか資料とかがたくさんございますので、できるだけ早くから、小学校低学年に見せてもわからないかもわかりませんが、高学年の子どもについてはできるだけ早くからそういう対応というか、教育をしていただきたいと思います。先日、広島県で小学生が覚せい剤で補導されたというのが確かあったと思うんですが、非常に低年齢化が進んでおります。というのが、

インターネットで今簡単に手に入る薬物があって、子どもたちはインターネットに非常にたけておりますので、そういった面で、例えばやせられるとかよく寝られるとかということで手を出す子どもがいるんだと思うんです。

もう一つお聞きしたいのは、キャラバンカーというのが県警にあるんですが、あるというのをご存じでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）承知しております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）このキャラバンカーはなかなかよくできておりまして、薬物の現物と、怖さをPRするビデオを流したり、非常に参考になると思います。中学校の文化祭なんかとか、例えば小学校で何か行事があるとき、早くから予約すれば来ますので、ぜひそれを呼んでいただいて教育に使っていただいたらと思うんですが、いかがですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）ただいまのご提案につきましては、各学校に紹介しながら、そういった機会、行事等を通して活用するように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では、新型インフルエンザですが、マスクを配布するのはしないというご答弁でした。海田小学校で集団感染があったわけですが、では、小・中学生ぐらいにマスクを配布するというお考えはないでしょうか。やっぱり中学校や小学校は集団でありますので、1人になるとすぐ広がるという可能性がございます。できたら小・中学生ぐらいには配布していただいたらと思うんですが、いかがですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）現在のところ、全児童・生徒に配布する予定はございませんけれども、学校で登校したときに発熱とかそういったせき込んだ子があったならば、学校にも若干用意しておりますので、それを子どもに配付するということは考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それじゃ、学校にある程度ストックがあるということですね。先生も含めてですが、ちょっと熱っぽいとかそういう子がいるクラスについては全員やっぱりマスクをするという方がいいと思うんですが、それぐらいのストックはあるんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）各学校が保有しておるマスクにつきましては各学校によってまちまちでございますけれども、すべての児童・生徒に貸与する部分までは確保しておりません。これは当面の措置でございますので、先ほど申し上げましたように、そういった緊急時については対応できるというふうを考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それと、マスクとは違うんですが、そこにも消毒液があります。ああいいう消毒液というのは各学校・クラスごとぐらいには用意してあるんでしょうか。今現在として、臨時として、クラスに入るとき、例えば給食の前とかに消毒するような、そういう消毒液はあるんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）各学校につきましては来客用には設置しております。それで、各児童・生徒につきましては原則通常の石けんで手洗いを丹念にやるということで防げるということでございますので、原則その方法で感染予防を図っておるところでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）手洗いで完璧に防げればいいんですが、子どものことですから、それは練習にもなるので、しっかり手洗いをするようにとは指導しておるとは思いますが、でも、やっぱり完全にはなかなか難しい。各クラスの入り口ぐらいに1つずつでもあれば、例えば給食を食べる前でも消毒して食べる。それで大分違うと思うんです。小学校なんかでも手洗いの場にある石けんは、あれは薬用石けんが置いてあるのかどうか。普通の石けんではなかなか菌が死なないと思うんですが、その辺はいかがですか。あれは薬用石けんになっているのか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）現在、これまでもやっておりますけれども、学校で備えておるのは原則としてアルボース石けんでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）今回の流行は、新型インフルエンザは弱毒性ということで、非常に感染力は強い病気ですが、ただ、弱毒性ということで、ある意味ラッキーだったと思うんです。というのは、今後鳥インフルエンザとか、今回のインフルエンザが強毒性に変わっ

た場合にどのように対処したらいいのかということ、言葉は悪いんですが、いい予行演習になったと思うんです。今回のことを教訓に学校側も行政の方も対応をよく考えていただいて、次に本格的な流行、鳥インフルエンザとか、強毒性のものはやったときにすぐ対処できるような体制をぜひ整えていただきたいと思います。もう一つお聞きしたいのは、町内の医療機関との連携というのはどのようになっているのか。町内の医療機関から例えばインフルエンザの患者が何人来たとかという連絡というのは今はないのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）新型インフルエンザの初期には医療機関から、患者が発生すれば保健所に報告しておりましたが、現在は報告はありません。集団発生で、1つの集団で7日間で2人以上の発生があれば保健所に報告。学校や施設の設置者については、1つの集団というか、クラスで5名以上出れば学級閉鎖等について保健所の指導を受けるということになっております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）だから、保健所には多分医療機関から連絡が行くので、今回1医療機関で1.1を超えたので流行に入ったというふうに判断されたと思うんです、県が。ですから、そこら辺の例えば地域保健所と保健センターとの連携、連絡調整というのは別にしていないわけですか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今回の新型インフルエンザにつきましては、現在簡易検査でインフルエンザA型と診断されれば新型と推定していいというふうに言われております。県の方で1以上というのは、定点の医療機関が県内では115医療機関ありまして、その発生数を随時報告するということになって、それが1以上なので、流行したということです。地域保健所と町としましては、集団発生が起きましたら随時連絡をいただくようになっております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）これで終わりますが、とにかく次の大発生、町内の集団発生に備えて、今回のことを教訓にぜひ体制を整えていただきたい。学校、行政もそうですが、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（久留島）7番、岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。数点質問させていただきます。

まず、庁舎建設について。海田町の庁舎建設についてお尋ねいたします。各小学校区で説明会を実施されましたけれども、住民の声を十分に聞くことができたとお考えでしょうか。お金がかかることはすべきではないという意見の住民の方もいます。また、今回の庁舎建設が海田町の発展のチャンスだと言う住民の方もいます。いろいろな意見を聞き、いろいろな角度から庁舎建設を調整すべきだと考えます。まずは住民投票もしくはアンケートを実施してはどうですか、お尋ねいたします。

2番目に、自然災害などで住民の命と財産を守る対策について。CO₂の増大やオゾン層の破壊など、私たち人類の文明が引き起こしたことが原因による地球温暖化で異常気象が地球規模で災害を引き起こしております。今年は梅雨が長引いて、夏らしい日々が短くなっています。また、全国各地で集中豪雨があり、予想外の災害により大勢の人が命と財産を失っています。台風シーズンに入り、これからも災害がどのように起こるのか不安に思っている住民もたくさんおられます。自治体の役割は住民の生命・財産を守ることにあると思います。災害が起きても、それをばねに災害に強いまちづくりを進める必要があります。これらの対策として、実際に被害に遭った住民の声を聞き、道路や水路の整備を進めたり、住民組織を強化したりすべきではないでしょうか。海田町も瀬野川という大きな川がまちの真ん中を流れており、低いところに市街地があります。梅雨時期には被害がありました。町全体の被害状況はどのようでしたか、お尋ねいたします。

1つ目に、被害の報告は何件ありましたか。

災害があった当日、役場の体制はどのようになっていましたか。

また、今後の対策についてお伺いいたします。

3番目に、子育て支援と雇用対策について。昨年末から始まった派遣切りなどの雇用情勢で、マツダで正規雇用が約束されるなど一定の前進もありましたが、全体的には改善したとは言えません。年収200万円以下で生活しなければならない人は増大しています。生活保護世帯も増えていると言われていています。こうした中で、実力はあっても親の収入で進学をあきらめなければならない子どもたちがいることには胸が痛みます。そこで、お尋ねいたします。

高校や大学に進学が決まって一定の所得以下の子どもたちに、町として返済なしの奨学金か入学祝い金で援助をすべきではないでしょうか。

2番目に、子どもたちの主に進学相談の窓口を役場に設けてはどうでしょうか。

次に、国民健康保険の滞納世帯について。国民健康保険に加入している世帯の多くが個人事業主や高齢者、失業者です。雇用が落ち込む中、保険料も滞納せざるを得ない人もいます。新型インフルエンザが広がりを見せています。風邪ぐらいは我慢するといっても、手おくれになると死亡することもあり得る危険な感染症です。厚生労働省は新型インフルエンザの広がりの中、国民健康保険証の資格証を交付されている人が発熱外来に行くときは、資格証であっても健康保険証と同じように取り扱うよう5月18日に通達を出したそうです。この通達について周知徹底し、病院を訪ねるときには安心してと町広報やその他の方法で知らせるべきではないでしょうか。また、資格証を出している人に直接知らせるべきですが、どのような対策を立てられますか、お尋ねいたします。

次に、火葬料の支払いの簡素化について。広島市内の火葬場を使用した場合、火葬料を一たん支払い、後で役場に申請することになっています。広島市と協議して支払いの簡素化はできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に対して、3点目につきましては教育委員会から、それ以外の部分につきましては私から答弁をいたします。

まず、庁舎建設についての質問でございますが、町内4小学校区で開催しました住民説明会では、確かに様々な意見等があり、賛否両論がございましたが、私としては駅南口が新庁舎建設地として最もふさわしいと確信しております。ご提案の住民アンケート調査につきましては、佐中議員にお答えしたとおり、スケジュール的な問題や財政的負担の面から、実施する考えはありません。

続きまして、災害についての質問でございますが、1点目の災害発生件数につきましては、7月下旬の集中豪雨に伴う被害は土砂崩れ6件、河川施設の被害3件、床上浸水5件、床下浸水11件となっております。

2点目の7月24日に発生した集中豪雨の際の町の体制につきましては、20時53分の大雨・洪水警報の発令を受けて職員が参集を開始し、22時に災害対策本部を設置いたしました。町職員及び消防団員の対応としましては、巡回パトロールによる情報収集をはじめ、道路冠水箇所の通行どめ及び交通整理、土砂災害箇所の応急復旧、浸水地域への土のう運搬、排水ポンプによる河川・水路等の排水、避難者の誘導などを実施し、被害が鎮静化した翌日25日の15時に体制を解除しております。災害対策に当たった職員の延べ

人数は2日間で町職員が79名、消防団員が47名でございます。

3点目の今後の災害対策の方針につきましては、引き続き早期の情報収集を通じて災害の発生を予期し、迅速な災害対応体制の確立を図るとともに、地域の方々の協力を得ながら現場での災害対策に当たってまいります。また、このたびの災害における教訓を活かし、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

続きまして、火葬料の支払いの簡素化についての質問でございますが、現在、広島市の火葬場を使用するためには、市の規定において、市民であっても市民以外の者であっても、火葬の際に火葬場使用料を現金で全額納付することとなっております。現行の支払い方法を変えて簡素化することはできないと考えております。

続きまして、国民健康保険の滞納世帯についての質問でございますが、新型インフルエンザでの資格証明書の取り扱いにつきましては、平成21年5月18日付けの国の通知では、発熱外来での特別の取り扱いとして資格証明書を被保険者証とみなすこととしておりました。しかしながら、現在は発熱外来という概念はなく、通常の季節性インフルエンザと同様の取り扱いを行うこととなっており、実質的には通知による取り扱いはなくなっております。こうしたことから、特段の対策は考えておりません。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）子育て支援と雇用対策についてお答えします。

ご質問1点目の高校や大学に入学する生徒への奨学金等、新たな制度の創設でございますが、現在、広島県高等学校等学校奨学金や日本学生支援機構奨学金など、幅広く奨学金事業が実施されておりますことから、町独自で実施することは考えておりません。

2点目の進学相談の窓口設置でございますが、教育委員会事務局に配置している指導主事並びに青少年指導員が相談を受けております。学費等の相談につきましては、広島県の奨学金制度を紹介しているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それでは、再質問させていただきます。まず、庁舎の建設場所なんですけれども、住民説明会、私も何カ所か出席させてもらったんですけれども、この中でいろいろな意見が町民の方からあって、駅前がいいというふうに、皆さんはそうは思っておられないような感じが私はしたんです。この中で今の、じゃ、どういうふうにして決め

ていくのかということが今度は問題になってくると思うんですけれども、町長は先ほど住民投票あるいはアンケートは実施はしないということだったんですけれども、これが議案が出された場合、仮に、今の現状でしたら賛成者が少ないということで、3分の2の議員の賛成が要ることなんですけれども、例えば議案が否決されるというふうなとき、今の大阪府が府庁舎、それを3月の議会に出して否決されて、また今度9月に出すんじゃないかというふうに言われて、府知事は自分は辞職してもう1回出直すというふうなニュアンスのことをこの前、新聞なんかにかかれておったんですが、そういう意気込みというんですか、そういうふうにせんとなかなか解決しないんじゃないかと思うんですけれどもね、この問題は。その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、岡田議員の説明の中で大阪府というのがあって、先般も三原市の庁舎の関係で反対意見が出たというのも我々は承知しております。昨日からいろいろと皆さんの質問に答弁しておりますが、海田町の場合は連続立体交差のために立ち退きを余儀なくされておるという前提がございますので、そういうことから、私は今のおりで進めていきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）いろいろな場合を想定せにゃいけないと思うんですけれども、例えば仮に今の町長の提案のところに庁舎が建たないというふうになった場合に、その跡地というんですか、せっかくあそこに10億円ぐらいの町の予算で整備をして、その跡地そのものはどういうふうになるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に庁舎の問題がなければ地権者の方が独自に土地の利用構想を立てられるという形になろうと思っておりますので、庁舎の問題も含めまして、あの土地をどのように使われるかということについて、町としても町のまちづくりに資するような使い方をされるようお願いしたいと。ですから、庁舎の問題を早く議会の方にご理解をいただいた上で、そういったお願いにも早く行きたいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）私は、合併問題もそうだったんですけれども、合併問題のときには、もう合併するというので、その後の町の存続というんですか、そのことはあまり話題にならなかったような気がするんですけれども、やっぱりこの問題でも、あそこにせっかく10

億円使って、今の地権者、まだあそこに従業員が何人かおられるので、定年まで間があるので、そのまま今の仕事というんですか、倉庫業を続けたいという意思があるというふうなことは前の庁舎建設特別委員会でも言われたんですけども、そういうことはやはりまだ生きておるんですか。生きておるといふか、そういう意向があったら、地権者の方の要望というか、地権者の方の意向という格好であそこに、倉庫業を例えば縮小してでも続けていくと言われたらそういうふうになるんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに区画整理とか開発行為というのは、地権者の意見を十分に把握して、それと並行しながら進展していかなくてはいけないと思いますが、現在の今我々が計画させていただいておることにつきましては、地権者が2軒なんです。駅前の南区画整理の広島市の駅前の問題とか、各地でいろんな開発行為が行われているところを見たら、ほとんど100軒以上の方の地権者の整合性を含めていろんな解決策をつくっておるわけです。そういう面からいきまして、我々としたら本当に少ない地権者の中で、よりよい計画に賛同していただくように努力をしていきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今の現状というんですか、住民説明会をされてもそうなんですけれども、町民の声というか、それはやっぱりものすごく大きなものがあるんですね。その中で町民の方の意見というのはやはりそれぞれ割れておると思うんです。割れておるといふか、それぞれの思いがあって、町長の言われる南口に皆さん賛成という、私は住民説明会でそうだったというふうには思いにくいんですけどもね。そのときにやはり、じゃ、どういふふうにしてあそこに、町長がイニシアチブを発揮するのかというところがものすごく問題になってくると思うんです。

それと、もしあそこがほかの場所になった場合の、せつかく10億円をあそこへかけて、それで、副町長は町のために役立つようなことを言われますけれども、もしあそこへ建たなかったらそれは難しいんじゃないかと思うんです。町を信頼してくれとか、先ほど、昨日も出ておった移転費用の13億円、これも町側の、極端に言うたら願望みたいな格好だと思うんです。はっきりそれがそういう金額というか、なかなか提示は難しいんでしょうけれども、ただ願望でそういうふうに出るのだというふうにしかなんか私達は思えません。例えば駅前の移転の問題でも、去年の3月ぐらいの庁舎建設特別委員会では、6月ぐらいまでにあそこに決めてくれなかったら、もうあそこはできませんよということ

だったんですよね。それが今の時点でもまだ決まっていない。だから、あのときの6月までにできなかつたらというのは一体何だったのかということになるんです。どういうふうな根拠で、6月までに決めてくれなかったらあそこはもう建ちませんよということだったんですよね。

それと、このたびのアンケートなんかでも、アンケートを実施して、そして8月か9月ごろになったら、あそこのプール跡地は広島市との持ち分の関係で、アンケートしたときと状況が変わったんだというふうなことを言われるんだったら、なかなか、信頼をしてくれと、今の13億円の話でも本当にそうなんかいのというのがどうしても残るんです。だから、そのところをどういうふうに思っておられるのか。場所を決めにゃいけないと言われるんですけれども、実際に場所を決める場合でも、具体的な議案が出た場合に、もし今の状況だったら賛成者が少ないということなので、なかなか難しいような気がするんですけれども、その関係というんですか。副町長は町の発展のためとかなんとかというような、はっきりしたような答弁でご説明してもらえないんですけれども、もし本当にあそこに例えばできなかつた場合に、あの10億円そのものは、かけてもただ面整備をただけみたいな格好になる。それは一番、面整備をただけだったら、町のためになるかどうかというふうなのははなはだ疑問を感じるんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）何点かの質問だったと思いますので、幾つかずつに分けて答えたいと思います。まず1つ目につきまして、昨日も申しあげました県からの補償金と、それから駅前の土地開発に対しての地権者との話し合いということをどちらも申しあげるためには、執行部だけではなく議会と一致した形で、あそこへ役場を持っていくかどうかということを、まだ議会の了解はとれておりませんが、執行部としては考えておりますというのでは、県に対しても、それから地権者に対しても説得力がございません。ですから、議会のご理解をいただいた上でその部分について進めたい。それがなければ試算の方も、具体的な土地利用構想の方も、相手方から確たる回答をいただくことが難しいと。町としてこういうふうに思っているというのでは逆に無責任な回答になるというのが昨日から申し上げてきていることでございます。

それから、スケジュールの面でございますけれども、確かに6月の時点で確定しなければ非常に難しい中で、現在一番スケジュールの中でしておりますのが、そういった他

との交渉もございますが、基本設計の発注という問題がございます。私どもの当初のスケジュールでは、この9月中に基本設計の発注をしたいと。ただし、この基本設計の発注につきましては、昨年の予算成立のやりとりの中で、議会のご理解を得た上で発注するというふうにしておりますので、執行権があるとはいえ、これについては議会のご理解が得られないうちは発注できないと思っております。そういう意味で、執行部としてはそういう厳しい中で、万が一にもおくれた場合には仮庁舎を借りてでもというところで、それは従来のご説明と少し変えております。従来は仮庁舎等を考えることのない計画の場合に確かに6月が最終リミットと考えておりましたが、現段階では場合によっては仮庁舎を借りてもというふうを考えております。

3点目につきまして、これはアンケートにするべきということに対するお答えになるかどうかはわかりませんが、確かに住民説明会でも再度のアンケートをとというご意見もございましたが、それ以外に、もっと議会と執行部が話し合うべきではないかというご提案もあったかと思っております。町長が何度も繰り返してご答弁しておりますように、執行部としては現段階において駅前南口が最良の案だというのはまだ今でも思っております。はなはだ申しにくうございますが、逆に議会としては、新聞報道で見ると限りでは、反対されたご意見の中には私ども執行部の説明がまだ不十分だと。まだまだ説明できていない部分があるやの報道もされておりました。もしそういう部分があったら、確かに執行部として説明が不十分だった点については反省しておりますけれども、それをさらに説明をさせていただける場面を迎えまして、逆に執行部の考えに対して、議会としてどこの場所がいいのかというのをお聞かせいただきまして、その中でお話をさせていただきたい。現段階では私どもとしましては特別委員会の中間報告、それから今回の住民説明会を受けました段階では、私どものご説明が不足しているからなかなかご賛同がいただけないのだというふうに理解をしておりますので、今後とも粘り強く皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）町としていろいろな、先ほど言いましたことを想定せにゃいけないのですけれども、例えばこの位置だったら東地区を買って建てると。例えばこの場所についてはプール跡地はそのままになると思うんですけども、その場合だったら、今の南口、だから、あそこを10億円かけて区画整理をして、じゃ、その後はどうなるんですかと。せっかく10億円も入れて面整備をして、その後例えばどうなるのかというのはどうなるん

ですか。その後の構想というか。もう町は知りませんよということになるのか、あそこの地権者の方の意向ですよということなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）駅前土地につきましては確かに地権者が民間の方の土地でございますから、ストレートに町の意向というところが反映しないと思っておりますが、まず、役場をあそこにするというのを考えておりますのも、あの駅前の南口を海田町の活性化にとって一番役に立つように使っていただきたいと。そのために区画整理も行うわけでございますので、事業者の方には何とか早く町の構想として、役場を含めた利用構想をお示ししたいと。万が一役場の問題が片がつかない場合には、中途半端な形での土地利用構想が示せませんので、それを片をつけた上で具体的にあそこに、残り考えております商業的施設ですとか居住的施設、そういった、玄関口である駅南口にふさわしい土地利用構想をお示ししまして地権者の方のご理解を得た上で、さらに事業者をどのような形で決めていくか、そういった具体的な話に入りたいと思っておりますけれども、具体的な話に入りますためには、1つの大きな要因としまして、あそこに役場を建てるのか建てないのかということをお示しする必要がございますので、今の段階ではとまっておりますけれども、それをクリアした上で駅前をどうするかというお話を議会の皆様に、さらには住民の皆様に、その上で地権者の皆様にお示ししたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）私は、繰り返しになるんですけども、議会の理解を得るといってもなかなか今の現状じゃ難しいんじゃないかと思うんです。やはり町長は思い切って自分が辞職をして、さらにそれでまた町長選挙に出て、この問題でどういうふうにするのかという信を住民の方に問う、これが、お金はかかるかもしれませんが、やっぱり一番すっきりするとか、じゃないかと思うんです。昨日の一般質問で、なかなか前例がないとかというふうなことを言われましたけれども、やはりやろうと思ったらそれはできるわけなんです。そうせんと、今のままだったら、議会との説明不足、調整をするといってもなかなか、過半数じゃないですから難しいような気がするんです。本当に腹をかけて、もちろん腹をかけておられるんでしょうから、やっぱりそれぐらいのことをするというふうな気構えでないとなかなか前に進まんのではないかと思うんですけども。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日、佐中議員に答弁したとおりでございます、やる気はありません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）やる気がないと言われるんですけども、なかなか私はこの問題、例えば議案で出た場合というふうなときは難しいんじゃないかと思うんです。

次に、この前の梅雨のときの災害なんですけれども、いろんな地域で冠水とかなんかがあって、今回だけじゃなくて今までもずっと冠水したところがあるわけなんですよね。それで住民の方も役場へ何回も何とかしてくれというてお願いしたんですけども、なかなか腰を上げてもらえずに、今までも何回か水路があふれてずっと水位が上がってきたというふうなところがあって、私もちょうどそこへ行きまして見たんですけども、水路も小さくて、かなりあふれて玄関まで来るというふうなことがあって、過去にもそういうことが何回もあると。役場の方に連絡してもなかなか来てもらえなかったということがあるんですけども、今までこういう場所というか、今までも水が水路からあふれるということがあった場所なんですけれども、これについてやはり対策、こういうふうなのを何かその状況を見てするとかというふうなことで、根本的な対策というか、水路を大きくするとかそういう対策が全くないような気がするんです。多分担当者の方は場所はわかると思うんですけども、こういうふうな対策とか、実際に工事をするとかという計画みたいなものは、水路があふれる、道路がつかるといようなところは大体決まっておるわけなんですよね。そういうふうなところの対策をするというのはないんでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）今ご指摘の地区、大体想像はつきますが、これに関しましては今、下水道事業の雨水対策で、いわゆる三迫川から尾崎川にかかわる部分の中で4本の主要幹線、雨水幹線ですね、それを手がけております。それで、あと残るのは一番大きな、下でいきますと幅員5メートル程度の幹線をつくっております。それがあともう少しで上流まで達するというので、今水がたまっておるのはその枝線に当たる部分でございます。まず幹線を整備して枝線に移らないと、これは幹線がないと、枝線を整備しても何の意味もなしませんので、今幹線を手がけておるところでございます。財政的にかなり余裕があれば、それを大きく手がけてできるわけですが、なかなかこういう状況でございますので、できる中でその幹線整備の延長を延ばしておるのが状況でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）幹線整備をするまでには時間がかかると思うんです。今回でも玄関まで来たとかというところは今回初めてじゃないんですよ。何回かあって、昨日も住吉議員の質問もあったんですけども、土のうを持ってきてくれと言うてもなかなか持ってきてくれんと。かなり以前に、以前というても5年、6年ぐらい前の話なんでしょうけれども、持ってきて、土のうはあるけれども、全然、袋が朽ちてなかなか使えないと。結構土のうも軽いものじゃないですから、それこそ自分で、ここへ持ってきたけん積んでくれというても、それはなかなか難しいと思うんですけども、こういうふうなところはやっぱり海田町はまだまだあると思うんです。こういうふうな、事前に今までの水害でわかっておって、さらにまた今度は多分秋の台風シーズンとか。今、毎年毎年ものすごく降水量が多くなってきよるんですよ。だから、こういうふうな危険性のあるところというのは事前にある程度わかると思うんですけども、そういうところの対策というんですか。実際に被害に、玄関まで来たとか床下まで来たとかというところを、今のあれだったら床上まで来たのが5件で、床下が11件ということだったんですけども、そう何十軒も何百軒もあるわけじゃないので、そういうところもわかっておるわけですから、そういうところを後日というか、もう1カ月ぐらいたっておるんですけども、その後行って、何らかの対処をしますというふうなことは言われたんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）先日の災害での冠水等の頻繁に起こる地域というのは、確かに議員の言われるとおり、把握はしております。冠水したところのお宅を一軒一軒歩いて確認はしておりません。今後ですけれども、そういった頻繁に冠水が起こる地区につきましては直近の公共施設等に土のうであるとかバリケードとかをストックしておくということを今考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）被害のあったところを一軒一軒回っていないと言われたんですけども、今の報告ではそんなに多い数じゃないと思うんです。それは床上浸水が5件で、床下が11件ですか、20件もないわけなんですよ。そう日数もかかるわけじゃないと思うんですけども、やっぱりこういうところへ実際に行って、どういうふうな状況かというのを聞いて次の防災対策というんですか、そういうことをしてもものすごく手間暇がかかるという話じゃないと思うんですけども、どうして行かれないんですか。行かれないというか、調査をされないんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）今回の被害の床上浸水5棟、床下浸水11棟というのは、個別に調査をしての話でございます。それはあくまでも南堀川地区、堀川町地区の話でございます。まして、あと、昨日も住吉議員さんから言われて、7月25日、翌日での東昭和町地区と西浜地区についての道路冠水等の状況は把握はしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今の堀川と南堀川、それ以外の西浜とか東昭和、その辺のところは行かれたんですか、そういうふうな冠水のところというのは。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）昨日も住吉議員さんに答弁いたしましたように、あのときの災害では実際海田町内全域がほぼつかっているような状況、浸水、冠水の程度とか時間には差はございますけれども、海田町内全域が冠水しているような状況でございました。その中で冠水のひどい地区であった南堀川町と堀川地区を調査したわけでございます。議員さんの言われるように、ずっと冠水している地区というのは変わっていないから、今後も、本来なら全地区を調査すべきできないかということだと思っておりますけれども、それはできる限りのことはやってまいりたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）これは多分役場にも、今の堀川、南堀川以外にも何か所か、家の前に水があふれているからというふうな連絡はあったと思うんですけども、そういうところは極力というか、そう数は多いとは思わんですけれども、そういうところはやっぱり一軒一軒訪ねて行って、どういうふうな状況だったか、それじゃこの後の対策はどういうふうにしますというようなことはその地域の住民の人に対して報告すべきだと思うんですけども、その辺のところはぜひお願いいたします。

それと、子育て支援の問題なんですけれども、就学援助があるから考えていないというふうな答弁だったんですけども、今全国的にもそうなんですけれども、就学援助とか、県や国の制度があるんですけども、これは当然返さなくてはならないものだと思うんですけども、返すそのものについて今ものすごく、学校を卒業した時点で、極端に言うたら、社会に出る時点でもうその就学援助を返すための借金というんですか、そういうものを負っておるから、これは何とかせにゃいけないというのが今の流れなんですよね。就学援助があるから、それであまり町としては所得の低い人にも援助しないとい

うふうに映るんですけれども、そういう考えなんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）ただいまの就学援助があるからやらないということではなくて、あくまでも広島県がされておる支援策、あるいはその他の団体がされておる支援策等がございますので、町では考えていないというご答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）済みません、就学援助じゃなくて奨学金制度のことなんですけれども、奨学金を返さなきゃいけない、もちろん返さなきゃいけないから、それでやっぱり実際に結構負担になってきておるわけなんです、今。だから、やはり町として、海田町でなくてもどこでもそうなんですけれども、親の収入によって子どもたちの行く学校に差があるというのが実情だと思うんです。今の学力の問題にしても、やはり日本全国で学力テストなんかを行っても結構ものすごくばらつきがあるんです。なぜばらつきがあるかというたら、教育費に予算をかけておるところ、そういうふうなのはやはり学力が上がってくると思うんです。やはりいかに、できる子はできるんでしょうけれども、そうでないなかなか難しい子どもたちに丁寧に分かるような授業をしていく、そのことが学力を上げることにつながると思うんですけれども、そうした場合に町としても、将来海田町に帰ってきて海田町を背負う子どもたちですから、そういうふうなところに何らかの支援というか、手だてをやっても、それは町としてマイナスにはならないと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）子どもたちの、今言う高校の進学とか大学の進学、そうやって学力をつけ、またそういうものをもとにしてまた就職という流れ、そのことを受けた場合に、確かにいろんな進路の状況をつくってやる、これは本当に大事なことだというふうに思います。子どもたちにとっては家庭の背景、保護者の経済状況でそういった違いが出てきているのも現実いろんなところで出ております。ただ、町の財政事情もかんがみながら、そうはいうても、今教育委員会としてできることは何かということで精いっぱいやらせていただいておりますということでご理解いただきたいというのが現実でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この問題は町だけでなかなか解決ができんと思うんですけれども、やはり

国全体というんですか、そういうところから考えていかんといけんと思うんですけれども、何がしかの機会があると思うんですけれども、そういう機会を通じて国に教育費の補助増額を求めるとか、そういうふうなことをどんどんしてほしいと思います。

それと、国保の滞納世帯に対しての資格証明書なんですけれども、広島市はいわゆる資格証明書の発行はゼロということなんですけれども、海田町には何人かおられると思うんですけれども、この資格証明書が発行されているためになかなか病院へ、例えばインフルエンザなんかの場合だったら公衆衛生の観点からもそうなんですけれども、未然に防ぐということはやはり病院へ行くことだと思うんですけれども、なかなかかかれないというふうなのがあると思うんですけれども、そういう世帯に対して厚生労働省は、役場へ来てそういう手続きをするよりも以前に直接病院へ行ってくださいという通知を出しておるんですけれども、この通知そのものは資格証の発行者には行ってないわけでしょう。そういう通知がありますから行ってくださいということなんですけれども、どうしてそういうふうな通知をすることを考えていないと言われるんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）先ほど答弁の中にもありましたように、確かに5月18日に国の通知が出まして、それまでは新型のインフルエンザを抑える、未然に防ぐという意味で発熱外来という考え方がございました。その中で資格証明書を交付されている人が新型インフルエンザにかかった場合には被保険者証と同じような取り扱い、3割の負担ということで受診ができるということになっておりましたけれども、その後、インフルエンザが拡大していったという状況がございまして、その中で通常のインフルエンザと同じような取り扱いをするということで対処方針が国・県において実際の面においては変わってきております。ですから、国保の資格証明書を交付されている方につきましても、通常の医院を受診する場合につきましては本来の資格証明書の使い方ということになっておりますので、それにつきまして特段の使い方の通知はしておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それだったら余計に悪いじゃないですか。こういうふうな例えばお金がないから病院へ行けないと。だから、例えばインフルエンザにかかった場合でもなかなか行けないわけでしょう。医療の抑制というか、そういうものにますますつながって行って、国民皆保険というか、これは公衆衛生とか予防衛生で大きな力を発揮しておるんですけれども、そういうのがなくなってくるということは、ますます広がっていくという

ふうと思うんですけども、その辺は何らかの対処というのはできないのでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）先ほど申しあげましたことは、通常の受診と同じ取り扱いをすることによってございますので、現在注目されているインフルエンザを特にほかのものと分けて受診をするように通知をするという意味ではございません。資格証明書を持っておられる方には通常の受診と同じ考え方で対応していただくということによってございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）何か疑問を感じるんですけども。感染症ですからね、これは。それを、お金が払えないから行けないと。通常と同じということになったら、ますます広がっていくというふうな感じになるんですけどもね。これだったら予防というか、そういうものがますますできなくなって広がっていくということになるわけでしょう。その辺が、今の5月18日の厚生労働省の通達というのは、これはもう方針が転換されたんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）この5月18日に出された通知は確かに出された時点ではそのような取り扱いをするということでしたけれども、その後は、現在のインフルエンザにつきましても従来からのインフルエンザと同じような取り扱いの受診体制で行うということで、取り扱いは対処方針につきましては修正といいますか、変更がされております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それじゃ、これはいつ変更されたんですか。変更の通知が来たわけでしょう。それはいつなんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）これにつきましては、広島県の対処方針が変わっております。これは7月6日で広島県の対処方針が、現在注目されているインフルエンザにつきましても従来の季節性インフルエンザと同様な取り扱いということで、一般の医院での受診を受けるといふ、そのような取り扱いの中に変わっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それは広島市が変わったわけでしょう。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）広島県の対処方針が変わったものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それだったらますます、本当に何回も言うんですけれども、予防の観点というか、今までと全く……。新型インフルエンザが出たときの5月18日ですか、あのときには、拡大するから、病院へなかなか行けない人にも同じような3割で行けますよということだったんですけれども、それが今度は全額払うということでしょう。ますます広がるというか、そういうふうになるんじゃないんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど来からご説明させていただいておりますけれども、今回の資格者証をお持ちの方についての新型インフルエンザにかかったときの対応は、特別な扱いとして発熱外来という当初のそういう受診体制があったんですけれども、これがいわゆる弱毒性、あるいは感染性が強くても弱毒性であるというようなことを踏まえまして、受診する病院関係が発熱外来という特定の病院から、どこでも、いわゆる通常の診療所もできるという観点から、普通の1つの病気としての取り扱いになったということで、同じ病気として診療する扱いと変わらなくなったということで今回こういうような取り扱いになったというものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）そうだったらそうなるんでしょうけれども、今どんどん拡大しておる中で、何かそういうふうな、資格証明書の人たちでも診れますよというふうなことだったと思うんですけれども、それがなかなか今度は全額払ってくださいということになると、感染予防の観点から、感染予防にならんような気がするんですけれどもね。今の皆保険制度、やっぱり公衆衛生とかいろんな予防をするという大きな柱の1つなんだろうけれども、それができない、ますます広がっていくというふうな感じになるんですけれども、これだったら何か本当にますますどんどん今から広がっていくんでしょうけれども、歯どめがかからんというか、病院へ本来行かにかいけんのに行かん、受診を抑制する人が増えるような気がするんですけれどもね。別に、お金がなかったらそれは行かなくても自己責任だから関係ないよというふうに聞こえるんですけれども。そうじゃないと思うんですけれども、その辺は福祉保健部ではどういうふうにご考慮されておられるんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）あくまでも今回の対象者は資格者証等をお持ちの方、いわゆる本町にとっては悪質な滞納者という、払えなくて払わない方ではないと思っております。納付相談等に来られない、全く町としてそういう保険税納付関係についてなかなか応じ

てもらえない方に対して資格者証を発行しております。こういう方につきましては現状も今までも、今回の新型インフルエンザが出ての対応にかかわらず、現状におきましても、例えば普通の風邪におきましても、病院にかかる時には10割負担していただいて、後から償還払いしていただくという方針でございますので、その方針が、今回の新型インフルエンザ発生に伴っていわゆる発熱外来という特別な扱いがあったものがもとに戻ったというだけでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）もとに戻ったということが私は問題だと思うんです。終息するんだったらいいけれども、どんどん広がっておるという中でももとに戻ったということ自体は、なかなか町に言ってもあれなんでしょうけれども、これは1つの問題だと思うんです。

次に行きます。火葬料の支払い。なかなかできないというふうなことだったんですけれども、やはり町として予算を、20年度の決算ですか、1,050万円ぐらい多分予算が使われておると思うんですけれども、これを別に払わなくても、事務手続きというんですか、広島市と何らかの協定を結んでいったら、そう難しいことじゃないと思うんですけれども。かえって、お金を払ってまた申請者の人にお金を出すという方が事務的に面倒くさいんじゃないかと思うんですけれども、広島市と協議をしてできないのでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）先ほどお答えしましたとおり、できないということになるんでございますけれども、まず、広島市の火葬場を使うということは広島市の施設を利用することでございます。これは、広島市の火葬場を使用するにつきましては、広島市民であっても、それ以外の者、いわゆる海田町民が使う場合についても、同じ方法で広島市は使わせております。これは火葬の許可をいただいて、許可に際しては火葬料をその場であらかじめ現金で全額納付しなければならないということになっております。これにつきましては、市民であっても市民以外の者であっても同じ扱いになっております。その後、海田町に申請をしていただいて、町の補助金の要綱に基づきまして火葬料の補助金をしておるわけで、基本的には制度自体が違うということでありまして。それで、補助金につきましては、火葬したことを確認して支払うのが通常の補助金の支払い方になるかと思っておりますので、当然広島市さんの方であらかじめ払っていただきますと、領収書と、火葬したことを証明する証明書をつけていただいて申請をしていただくこととなります。そういう意味で、後日というか、後からの申請でその火葬料の補助をお支払いす

ることにつきましてははやむを得ない方法だろうとっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）広島市民の人で8,200円払うと思うんですけれども、海田町は5万9,000円ですか、かかって、残りの5万何百円かを補助するような格好になっておるんですけれども、その5万何百円かを事務の簡素化というのか、そういうふうなのでできないかということなんですけれども。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）海田町が差額を払うということは、海田町は火葬する者ではありません。あくまでも市の規定の中では火葬する者がそれを、火葬する前に全額現金で払うということになっておりますので、海田町が広島市に対してその差額分を払うということは基本的にはない考えだろうとっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）そう言われましても、実際に予算で火葬料を1,000万近く上げておられるわけでしょう。それを広島市に払う、こういうふうなことになるんだと思うんですけれども、それもなかなか広島市との交渉というか、難しい……。できるんじゃないでしょうかね、それはやろうと思ったら。その方が事務的にも、広島市との現金が動いたりなんかするよりもはるかに楽なんじゃないかと思うんです。事務手数料も比較的にかからないんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）岡田議員がおっしゃいます簡素化になりますのは、海田町と海田町の住民にとっては簡素化になりますが、広島市にとっては何ら簡素化になりません。この場合におきましてはやはり広島市の意向が一番強うございますので、海田町としてはまず火葬場を使わせてもらうこと、広島市民以外においても使わせてもらうことということをまず優先して確保してまいりたいと思いますので。確かにおっしゃられるとおりになりましたら海田町にとっても楽になりますが、この部分につきましては広島市の事務の簡素化というのを優先せざるを得ないのではないかというふうに判断しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）広島市にとってもそう事務が複雑になるようなことはないと思うんですけれども。それよりも現金が実際に動く方がかなり複雑になるような気がするんですけれども。やっぱりなかなかできないというふうなことだったんですけれども、交渉をして

そういうふうなところを海田町民にとっても便利というんですか、簡素化できるような方法でいろいろとこれからも交渉を重ねてもらいたいというふうに思いまして、なかなかできないということだったんですけれども、質問を終わりたいと思います。

○議長（久留島）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。3項目数点について質問させていただきます。

まず1点目、駅前南口区画整理事業と庁舎建設についてでございます。駅前南口区画整理事業は、平成4年10月に都市計画決定がなされました。そのときの面積は5.8ヘクタールでございましたが、平成20年12月、事業計画の変更があり、2ヘクタールの区画整理地域と地区計画地域に分かれましたまちづくり基本計画となっております。事業費は10億1,000万、そのうち主な事業、2ヘクタールの区画整理の中の主な事業は、移転費4億3,000万、築造費約3億です。また、整理施行前後の宅地地積は1万288.19平方メートルが8,862.39平方メートルになり、1,425.80平方メートルが公共の地積変更が起こり、公共減歩率は13.86%と計画となっておりますが、質問1、この減歩率13.86%は区画整理事業として全国的に見てどのような位置に当たりますでしょうか。

2、地方公共団体所有地6,772.02平方メートルが8,736.80平方メートルに、1,964.78平方メートルの面積増でございますが、公共施設の整備改善として足りる、まちの活性化、利便性も考えた上で、この面積で区画整理事業をなされて町民の利便性といえますか、図れるでしょうか。

3点目、平成19年10月4日に庁舎特別委員会を設置する前、平成19年8月20日の全員協議会で庁舎移転候補地として3カ所の説明を受けましたが、そのとき、現在でもイメージの、駅前に庁舎を持ってきたときに、区画整理事業後の基本構想案として施設配置のイメージ図をはじめ、建物概要、導入予定施設が提示されましたが、そのときから庁舎は駅前ありきではなかったのでしょうか。

次に、新型インフルエンザの対応について。新型インフルエンザの流行が本格的に始まっております。9月から学校の新学期が始まり、感染の推移が注目されております。現在、国立感染症研究所は9月4日に、8月30日までの1週間で新型インフルエンザの新たな患者数が14万人と推計されると発表されました。定点観測している全国約5,000カ所の医療機関の平均患者数は2.52人で、8週連続で増加しております。厚生労働省は20日、同じく8月30日までの1週間で学校などで発生した集団感染件数が1,330件に上がったと発表しております。これは前週の約1.5倍で、同省が報告をとり始めた7月下旬以降

5週連続の増加という感染発生率でございます。そこで、具体的に質問をいたします。

まず1点、広島県教育委員会は県立学校に毎朝の健康チェックなどの徹底を通知しておりますが、町教育委員会の対策はどのようになされておりますでしょうか。

2、うがい、手洗いが感染予防に大事とされておりますが、各小・中学校の水道を安心・安全のために、何度も質問してきて、予算がないということで現実には無理ですということなんですけれども、直流式に改修するお考えはありませんでしょうか。

3、保育所をはじめ各公共施設の対策はどのようになされておられますでしょうか。

次に、国民健康保険特別会計の今後についてでございます。国民健康保険加入者の年齢・職業別構成の変化により、給付と負担のバランスがとれなくなり、全国的に厳しい運営になってきております。例月出納検査の結果報告を見ますと、平成20年度決算のため、国民健康保険基金6,966万円余り全額を取り崩されており、現在、基金は150万円となっております。そこで質問です。

現在の運営状況はどのようでしょうか。

次に、平成21年度、本年度の最終見通しはどのようになりますでしょうか。

3、これは前田議員が何度か質問されておりますけれども、ジェネリック薬品を強力に推進されるお考えはないでしょうか。

4、来年度は予防講座にもっと力を入れるお考えはありませんでしょうか。

5番目として、各自治体での制度は限界に来ていると判断いたしますが、町のご判断はいかがでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問については、2点目の1番、2番については教育委員会から、それ以外の部分については私から答弁をいたします。

まず、駅前南口区画整理事業と庁舎建設についての質問でございますが、1点目につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の公共減歩率は13.86%で、全国の平均公共減歩率は20.0%となっております。

2点目につきましては、公共施設の規模は、駅利用者数と事業後に建てられる商業施設等の面積を予測して将来の発生交通量を計算し、道路や駅前広場の施設規模を算出しておりますので、規模としては充足していると判断しております。

3点目につきましては、平成18年度に、区画整理事業区域内の海田市駅南口東街区に公共施設を導入した共同建物を建設する場合の事業全体の採算性の可否や総事業費の算

定について調査を行いました。その際、海田市駅南口東街区が庁舎建設候補地の1つであったため、仮に庁舎をここに移転した場合の庁舎関係の事業費の算定や共同建物のイメージパース等をあわせて作成したものでございます。私としまして庁舎建設候補地を海田市駅南口東街区に一本化したのは、あくまでも6月の庁舎建設特別委員会で表明した時点でございます。

続きまして、新型インフルエンザの対応についての質問でございますが、3点目の各公共施設の対策につきましては、手洗い、うがいの励行や、症状が出た方のマスクの着用、外出の自粛、人にせきやくしゃみをかけないせきエチケットの徹底について掲示を行うとともに、施設入り口に手指消毒液を配置し、来場者間の感染予防のための消毒の協力をお願いしております。また、施設内においては定期的な室内換気を行い、感染拡大防止を図るように指示しております。

続きまして、国民健康保険特別会計の今後についての質問でございますが、1点目の現状につきましては、現在の基金150万円については全額取り崩すこととしております。

2点目の平成21年度の見通しにつきましては、財政調整のための基金や繰越金がほとんどなく、また、昨年来の景気の低迷による税収の落ち込みもあり、今後の収支状況によっては赤字決算になる可能性が高いと考えております。

3点目のジェネリック医薬品の推進につきましては、普及啓発を図るため、公共施設へのパンフレットの配置や、町広報紙やホームページへ掲載するとともに、9月にはジェネリック医薬品希望カードと啓発用パンフレットを配布することとしております。

4点目の予防講座につきましては、現在実施しております健康づくり講座に疾病予防に関するメニューも取り入れた事業の取り組みについて検討していきたいと考えております。

5点目の国民健康保険特別会計の自治体運営につきましては、主な加入者が自営業者、高齢者等の年金受給者、無職の人など、保険税負担能力が弱い方々の割合が高くなっていることから、国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造問題は一層深刻さを増しており、市町村単位での制度運営は大変厳しい状態にあると考えております。

それでは、2点目の1番、2番につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）新型インフルエンザの対応についてお答えします。

1点目の町立小・中学校への指導でございますが、小・中学校長に対して、県立学校に通知された内容に準じた通知を行いました。各学校では児童・生徒の健康観察の実施や、手洗い、うがいの励行など、保健指導の徹底に努めております。また、児童が新型コロナウイルスに感染していたときの措置についても学校長や養護教諭を中心に取り組んでおります。また、9月1日には小・中学校の管理職を緊急に招集し、児童・生徒の健康チェック、うがい、手洗いの徹底指導の指示を行いました。日々、学校の状況を確認しつつ、引き続き緊張感を持って対応に努めてまいっております。

2点目の小・中学校の給水方式の改修でございますが、現在、海田小学校と海田東小学校の給水設備は直結給水方式を採用しております。また、他の小・中学校の給水はすべて受水槽給水方式を採用しておりますが、直結給水方式に改修するとなれば、海田西小学校については大きな改修は必要としません。海田西中学校では水道管の口径を変更する必要があります。海田中学校においては、給水管が古いために水圧により漏水するというおそれがございます。また、海田南小学校は高台に建設されていることから、水圧の低下を招くことが考えられるため、本年度実施した改修工事でも受水槽方式を踏襲しております。引き続き水質検査の徹底を図り、現行施設の維持管理に努めてまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。この減歩率、全国平均20.0という。私は区画整理事業を数カ所視察に行かせていただいて、ほとんどが30以上という印象を持っております。それで、どうしてその質問をさせていただいたかといいますと、今回の区画整理事業におきましては2ヘクタールありますけれども、現実もう公共用地としてある部分が3分の1以上、2分の1に迫るといいますか、それぐらい公共用地になっているわけがございます。本来区画整理事業というものは、たくさんの住居が張りついていて、このままではまちづくりに対して、バリアフリーとか公園とかという整備をするために高層化とかという観点が普通ですけれども、今回の場合は、この後に残っている面積も地権者が少ない。確かに地権者が少ない面積の区画整理事業をしていくわけですが、そういたしますと、今回の駅に庁舎を持ってこないといけないという、利便性を図るのであれば、もっと駅前広場、どれだけ海田町がバスの発着点といいますか、いろいろなことを考えますと、公共の広場をもっと大きくしてもいいと思いますけれども、先ほどおっしゃった、確かに地権者は2名で、今回実質区画整理事業をする面積は1ヘクタールに

も満たないわけですね。そこですから、できるだけ活性化のためには減歩を少なくして、そこに建物を建てて駅前にはふさわしいのをするというのはわかりますけれども、基本的にこの区画整理事業そのものがもう公共の面積が随分広いわけですね。そういたしますと、そこに庁舎を持って行って、庁舎では活性化できないわけですから、この少ない民有地、8,716.41平方メートルは全部民間で有効活用し、駅前としてふさわしい区画整理事業になっていかないと、活性化する大事な少ない地積に、活性化にならない役場を持って行って活性化になりますということは、根本的に無理があるのではないかと私は思います。今回いろいろこの質問もさせていただきましたけれども、本来5.8ヘクタールの区画整理事業でございました。この5.8ヘクタールで区画整理事業をするのであれば、窪町地域にたくさん住居が張りついております。そういたしますと、あそこを平地にするために、くぼんでいるのを真っすぐにして、5.8ヘクタールをそのまま区画整理事業として行うのであればまちの活性化、随分視点が変わってくると思うんですけれども、平成20年12月に変更されて2ヘクタールの区画整理事業となっております。そうすると、1ヘクタールにも満たない残った土地に活性化につながらない役場を持っていくということに対しては私は100%疑問に思っていますけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、西山議員ご指摘の5.8ヘクタールでこの初めの区画整理の計画がしてあったんですが、昨日も申しあげましたように、十何年間、前にも進まず後ろにも進まんということで、何か所か、前田議員ご指摘のような、町の単独で買った土地、または補助で受けた土地の問題もございます。そして、毎年、大体試算をしたら5,000万ぐらいの駅前の費用が要ったというのは皆さんご承知でございますので、それをあえていつまでも引っ張って町の発展につながるかといったら、とてもじゃないが、本当に町の失政というふうな町民からのいろんな話がございました。そういうことを含めて2ヘクタールに変更の手続きをさせていただきました。現在、私も広島県の都市計画委員として県のいろんな都市計画の問題の会議に参加をしております。その中でも、先般も庄原市の都市計画の問題があったんでございますが、これも14ヘクタールが約4ヘクタールに縮小したという変更もあります。そういう意味において、大きな変化を皆しておるということでございますので、我々のまちとしたら、現在の東街区2ヘクタールで区画整理の問題を、それができてしまえばまた窪町の3.8ヘクタールのまちづくりの関係でいろんな、

皆さん方に見ていただいて、こんなになるのなら我々もぜひひとつ次の段階でやってもらいたいという相乗効果を求めてやっていきたいということから、変更の手続きをさせていただいて、県でそういう都市計画変更を2ヘクタールで認めていただいたことですから、今回こういう形でお願いをしておるわけでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、4ヘクタールに変更したと。4ヘクタールはほとんどこの場合は公共用地がこの中で占めるパーセントは少ないと私は思うんです。海田の場合は、先ほど述べましたけれども、今回変更になって2ヘクタールでございます。その2ヘクタールのうち既に公共用地は2分の1に等しいぐらい、もう今、駅前南口は、皆さんいらしていますからおわかりになると思いますけれども、自転車置き場、回転広場。回転広場も数回に分けて予算をつけて、3回に分けてあそこをバスが発着しやすいように予算計上してそこをしております。歩道に対しましても、少し狭い部分もありますけれども、バリアが全然できていないとは判断いたしていないわけです。今回の区画整理事業の中身を見てみますと、実際活性化できる場所は1ヘクタールにも満たないんです。資料をいただいておりますけれども、9,000平方メートルしか今回、建物を建ててにぎわう面積はないわけです。上物を建てて活性化する面積がその9,000平方メートルしかない中に、初めの資料でいきますと、18.幾らですか、庁舎が敷地面積を占有するのは、それももっともったいないわけですよね。ですから、今の4ヘクタールに変更された地域を提示されましても、まだ全然海田の南口の今回の区画整理事業とは乖離があり過ぎます。先ほど質問させていただいたのは、庁舎を持っていくことによって活性化にならないわけですから、その1ヘクタールにも満たない、まちづくりの活性化のための上物を建てるためには、駅前に役場を持っていったらますます活性化を阻害すると私は判断しているんですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）物事には皆さん賛成・反対や、世の中はあるわけでございますが、それぞれ思い方と考え方というのはあると思います。しかしながら、今まで我々が推進してきたまちづくりの観点からいきまして、窪町の区画整理事業の問題で非常に停滞して町民の方に迷惑をかけたり、反対運動やいろんな形で、皆さんもご承知のとおりでございます。そうした中で今回2ヘクタールの中へ区画整理の問題を含めて庁舎の建設ということをしていただくことを今お願いしておるわけでございますが、広島市の駅の南です

か、BコーナーとかCコーナーとかと言われておりますが、そこらでも小さい土地に活性化するための大きなビルを建てたりテナントを持ってくるわけでございますので、そうしますと、我がまち、人口3万人、周辺の町村と申しますか、市とか町とかの関係をしましても約20万人ぐらい、そして、大体1日のJRの利用者が1万8,000人ぐらいというふうな数字も出ております。そうしたコンパクトなまちづくりの中で、庁舎をあわせて、また民間からのそういうふうな区画整理の事業に対して十分に私はやっていける、こういうふうに判断しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、広島市の駅前のごことをまた例に出されましたけれども、それは区画整理事業で行う事業ではございません。各地権者の方がそれぞれお考えになってビルとかいろいろ建てられている問題でありまして、今この海田の南口駅前開発、土地区画整理事業の2ヘクタールの事業に対して、1ヘクタールにも満たない大事な土地に活性化につながらない庁舎を持って行って、それはまちの活性化になるんですかという質問をしておりますよね。私の質問に明確にご答弁願いたいと思うんです。だから、なぜそういう貴重な土地に。確かに説明では言われています。この1ヘクタールにも満たない土地を地権者だけの……。もともと土地区画整理事業というものは面整備でございますから、そのときに上物もこのように先行するということ自体私は少し疑問があるように判断をしているわけですけれども、貴重な1ヘクタールにも満たない土地に、駅前にその土地の占有率十数%に役場を持っていくということはますます駅前の活性化を阻害する案ではないかという質問を何度もしているんですけれども、明解な答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1ヘクタールにも満たない土地という部分でございますが、やはり現在の執行部として考えております案でいきますと、居住系、商業系の共同ビルを持ってくためには、この1ヘクタールの中に一定規模な公共が入らなければ、なかなか民間事業者の導入が難しいのではないかと。活性化を阻害すると昨日の質問で出ましたけれども、住民説明会でもご説明しました内容から申しますと、公共がある程度入ることによって民間にいかに出てきていただくかということを考えるという意味では、活性化の阻害ではなしに活性化の推進に当たるというふうに執行部としては考えておりますので、役場が入ることによって間接的に活性化につながるものというふうに確信をしております。

す。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）では、役場を持っていかない場合、民間業者が参入できるのに厳しいという判断はどこでなされているのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）厳しいと申しますのは、今まで町の平成18年度に試算を行いました調査に基づきまして、ある程度やはりこういう厳しい財政状況の中で、今の試算では約19億という庁舎が確実に南口に張りつくということであれば、民間事業者もそれなりに事業参画がしやすいであろうということで、全部の床、約3万5,000平米程度を考えておりますが、これをすべて民間に売却するとなると、今の財政状況、経済情勢等では厳しいだろうという判断からそう申し上げております。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。西山議員の再質問からお願いいたします。西山議員。

○11番（西山）先ほどの答弁で、その答弁は今回、町民説明会をされた答弁とほとんど一緒ですので、改めて答弁を確認させていただきますと、「民間事業者がビルを建てる際には確実にテナントが埋まるかなど、見通しに不安があると思いますが、庁舎が入る場合、庁舎部分のリスクを気にしないで済むため、建築しやすくなると思われるからです」という答弁と等しかったと思うんですが、ということは、この問題に対しては数名の地権者に目が向いて、3万人口のアンケート結果、また町民の代表である議員の賛成少数をもってでも駅前にするということは、行政は本来は施策を実行するためには町民に目を向けないといけないと私は判断いたしますが、この答弁からすると、庁舎建設を駅前に持っていくということは、地権者に目を向けた施策と思わざるを得ないんですけれども、その点はどうお考えになりますでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）まず整理させていただきたいんですが、駅前というのは第3次総合

計画に地域拠点と位置づけております。それに基づいて連続立体交差事業や関連街路事業、土地区画整理事業を推進する地区としております。それで、駅前に区画整理事業を行って、土地利用が駅前にふさわしくないものになったら、それこそ極端な話、投資が無駄になってまいります。ということで、我々公共が1枚その事業に入って、駅前にふさわしいまちづくりを誘導していきたいと。そのためには何ができるかという観点からこういうご答弁を申し上げます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、別に庁舎が駅前に行かなくても、今回の施行方法は庁舎が入ったのも含めての書類でございました。それも、庁舎特別委員会が発足する前に全員協議会で配られた資料の中に明確になっておりますけれども、手法が、もしも事業手法の比較をすると、単独整備、民間との複合施設整備、その中の3、民間による共同化事業、これのメリットは優良建築物等整備事業。この優良建築物等整備事業は、別に役場が、庁舎が駅前に併設されなくても、今の地権者の方が区画整理事業で、町民の皆様を税金を10億1,000万導入して駅前を整備していくわけです。それに庁舎が行っても活性化にはならない。先ほどから私は質問していますが、1ヘクタールにも満たない大事な土地を、土日が閉まって、ましてやこの9月は4連休ですか、5連休ですか、それだけ、あの場所が閉鎖されているところに、活性化が期待できないところに庁舎は持っていくべきではないという、今回の説明会でもそういう意見がたくさん出ていましたけれども、でもなおかつそこに持っていく理由で、先ほどとまた同じことを言わないといけないんですけれども、民間業者が19億数千万を確保できれば庁舎部分のリスクを気にしないで済むため、建築しやすくなると思われる。この視点はもう既に町民サイドではなくて地権者のサイドに立った今回の手法ではないかと私は判断しているわけです。また、この19億数千万も、現在のをそのまま建てたときに19億1,000万でございます。そういうことは、現在の建物よりも、今後建設をするためにはこれではおさまりません。エレベーターをつけないといけない云々いろいろな、手洗いでも自動にするとかになると、現在のそれとはまた違うと思います。現在と同じものを建てたもので19億数千万ですから。そういたしますと、19億1,000万では済まないと判断しております。ましてや、庁舎が行っても行かなくてもこの優良建築物等整備事業の指定を受けてされる方向性ですけれども、庁舎が行っても、またほかの部分の共有部分の優良建築物整備事業における町の補助金が発生いたしますけれども、確認ですけれども、これプラス補

助金は幾らと査定されていますでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）今、正確な数字は試算しておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）過去の説明では、暫定的ですけれども、報告を受けた記憶がございますけれども、じゃ、それはなかったことになるのでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）これまで優良建築物等整備事業での補助金額でございますが、庁舎問題が起こる前に、これまで区画整理事業後の整備としてその優良建築物等の補助を約9億と見込んでおります。それをお聞きになったのではなかろうかと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、この区画整理事業、面整備を済ませた、駅前を活性化するために10億数千万の皆様の税金を投入して整備いたします。今度、地権者がその上物を建てる、優良建築物で建物を建てられるときにまた町が補助金として、9億が今からどう動くか、それは8億になるのか11億になるのかは今後のあれとは思いますがけれども、またそれプラス、現在でいけば9億余りの補助金を地権者に、その建物に対して渡すという。そういたしますと、19億プラス9億ですね。どれだけ町民の負担が要ることか。もう1点、大事な、今まで説明会では全然触れられておりませんが、事業費の抑制のために民間施行の利点を活かすとともに、会議スペースや駐車場を民間ビルと共有化することによっても事業費の抑制を図りたいということは、庁舎がある限り、海田町がある限り、今の計画でいけば、駅前ですので、年間幾らに、それが使用料になるのか委託料になるのか、どういう形になるのかはわかりませんが、毎年相当額の費用が、単独で建てていけば要らない費用がまたプラスされていくわけですね。それでもなおかつ今の駅前に庁舎を建てるのは活性化につながらない。シンボルをつくりたい。駅前に庁舎が行くことがシンボルになるのでしょうか。19億数千万という費用しかひとり歩きはしておりませんが、あくまでも19億数千万は現在と同じ建物を建てたときの概算と、土地を買う費用でございます。その同じになるわけはございません。そうすると20数億はかかると私は試算しております。それプラス、あと商業施設とマンション建設に対して、優良建築建物に対して町が約9億をまた補助金として出す。ましてや、50%に近いのがプールの跡地という住民の皆様のアンケート結果でありますし、

住民の代表である議員の少数しか駅前に賛成していないという事実を見たときに、まだまだデメリットはあると思うんですが、でもなおかつ駅前にこだわられる理由というのは何でしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、まず海田市駅前の南口を活性化するために住居系、商業系、そういった複合ビルを建てることによって活性化を図りたいと。次に、そのビルを導入するに当たってそういった住居系、それから商業系だけでは民間事業者が出にくくなるだろうと。そのために何らかの公共的施設が必要だろうと。その公共的施設ということを考えたときに、現在の海田町で計画しております箱物はほかにございません。その中で、連続立体交差という事業に伴いまして、一定額の補償金を受け取って役場が移転する、そういう機会をとらまえますと、おっしゃられましたように、ほかの集客的施設に比べたら劣りますが、現段階で公共的施設として考えられますのが役場でございます。そういう最初の、駅前を活性化するには商業系、住居系が必要だと。それを民間に進出しやすくさせるためには公共施設が要る、そういう論法でまいっております。また、地権者の方のためというご指摘でございますけれども、駅の南口が活性化するということが町民の方の利益につながるというふうに判断しております。また、それぞれの額すべて事業費ベースでおっしゃっておりますが、例えば区画整理ですと、あくまでもその10億のうちの4分の1でございますし、9億かかる部分につきましても、そのうちの2分の1でございます。残りは国費、県費、そういったようなものを導入するというので、役場を持っていくというのも1つの手法としまして、それぞれそういう手法をすることによって駅の南口を活性化する。もちろんまちづくりの視点だけではなしに利便性その他についても総合的に勘案しましたけれども、特にまちづくりの視点という意味でいきますと、駅の南口をいかに活性化するか、それによって町民の方の利益を図るということで執行部としては判断いたしました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）理解しにくい答弁でございまして、私は今副町長が答弁なさったことは海田町の将来のまちづくりになくてはならないと判断しておりません。

次に、今回のパースの件でございますが、先ほど述べましたように、庁舎特別委員会を設置する数カ月前にこのパースが配付されたわけですが、その当時、これはおかしいのではないですかと。3カ所あるのであれば3カ所のパースが出てきても当たり前のは

ずなのに、なぜ駅前だけこのパースが、将来展望のこれが出されたのですかと。当初予算にはない138万余りですか、予算を計上されてつくられておりますけれども、そういうときの説明で、これは区画整理事業に要る図面でしたという答弁をいただいておりますけれども、先ほどの質問ではそういう答弁は全然返ってきていないんですが、それはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）平成18年当時は、土地区画整理事業に併せて上物整備をする場合に公共施設を持っていったらどうなるかと。例えば事業の採算性がどうかとか、いろんなことを調査するために委託に出したものでございます。そのときに、先ほど町長がご答弁いたしましたように、庁舎の候補地として駅の南口東街区が1つの候補地としてなっておりましたので、庁舎を仮に持っていったらどのような事業になるかというために調査をしたものでございます。それで、駅南口以外の他の2候補地につきましては庁舎単独を当時から想定しておりましたので、この部分につきましてはイメージパースは作成しておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）またそれも理解できる答弁ではないので、次に行きますが、平成19年にこのパースが配られました。これはおかしいのではないかと全員協議会で議員の発言がありましたけれども、事実これが町民の中で、もう海田の駅前はこのものができるんだと見られた町民がたくさんいらっしゃるんですね。それはどのように判断されますでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）これは広報等に出したときもあくまでイメージということを入れております。ですから、あくまでイメージ図でございますので、これが決まったものではないということはちゃんと明記しておると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃないんです。全員協議会でこのパースが配付されて、議員の中からこれはおかしいのではないかと。ここだけもうこういったものができ上がること自体先行しているのではないかと、何かあるのではないかとという質疑の中で、取り下げられました。にもかかわらず、町民の中にはその以降に、もう駅前にはこれができるんだそうなんだという、これが随分出回っていたんです。見られた方がいらっしゃるんです。そのこと

に対して、議員は全員回収されましたので、議員は一人も持っておりませんが、これがひとり歩きをしたんですね。今回も予定で、まだ全然空想、架空のものであると言いながらも、イメージですよとありながらも、かいた広報に載りますし、ある党の新聞にもちゃんと具体的なことまでも載ったり、皆様としたら、これを事実こうなると判断してとられているんですけども、これは拙速過ぎたと判断しているわけですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに物の計画にはいろんなイメージと今後の発展性についてのいろんな計画というのはつきものでございます。以前から区画整理の問題をやられたときにも、それ以前にも、古い話になりますが、海田市の駅の南口に文化センターを建設するというので特別委員会をつくって、私も岩手県のバツハホールとか岡山県のいろんな施設を委員長として見学したことがございます。その当時におきましても、海田の駅にはこういう文化ホールをつくりたいというイメージを約1,000万ぐらいかけてつくった経緯もございます。結果的には何もできていません。しかしながら、やっぱり町民の皆さんに夢を与える、そして皆さん方の賛同の得られるような形のもののある程度イメージを与えないと、何にもなしに、ただこれで活性化になるということから、先般恐らくこの区画の問題でも、町の議会の議決をいただいて予算化をさせてもらってつくらせてもらったという経緯がございますので、そこらの点は誤解のないようにお願いします。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）この区画整理事業と庁舎建設につきましては次の機会にまた質問をしたいと思います。

次に再質問をさせていただきます。先に新型インフルエンザの対応についてでございますけれども、広島県の教育委員会に準じてしているという答弁でございました。覚えていらっしゃいますでしょうか、この5月に新型インフルエンザが日本に上陸したという大変な時期に、6月の施政方針の中で「新型インフルエンザへの対応につきましては、5月1日に海田町新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げ、保健センターに町民の健康不安や感染防止を図るための相談窓口を開設いたしました」と。それはいいんですけども、ここに、県内発生に備え、各部署における具体的な対応策について指示したところがございますとありますが、このとおり指示された内容を説明していただけますか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）5月の時点におきましては新型インフルエンザが感染力が今のような季節性とあまり変わらないということがわかっていない状態だったので、感染に備えて、各部署について出張などについての状況を確認したり、それから防疫資材について配備を計画しました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）マスクとかという今の判断だと思うんですけども、じゃ、その当時どれだけを配備なさったのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）その当時はマスクについてもなかなか手に入らない状況だったんですが、発注をかけまして手指消毒液、マスク、感染防護服セット、消毒液などについて配備いたしました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）お聞きしたいのは、その配備の具体的な数値を聞きたいんです。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今の在庫の数でよろしいですか。

（「その当時です」と呼ぶ者あり）

○保健センター所長（湯木）買いましたのは、消毒液ピューラックスが150本、プラスチック手袋が1万セット、手指消毒液500ミリが50本、1リットルが100本、イソジンうがい液が10本、使い捨てのマスクにつきましては2,000枚です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）このときに配備をした今の予算といたしますか、費用ですね、幾らだったんでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）このときで60万で、現在まで、発注をかけてまだ届かないマスク1万枚も含めまして267万円です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それで、今回の発生を受けて今の在庫はどれだけ残っておりますか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）在庫についてずっと言っていったらいいですか。マスクにつ

きましては、小学校の集団感染が起きましたときに各私立・町立保育所、児童クラブ、海田小学校、訪問先等が町の中で訪問する部署に配りまして、現在はサージカルマスクが2,150残っています。それから、N95のマスクは720枚、手指消毒液につきましては500ミリが50本と1リットルが350本残っております。議員さんのご質問で当時と言われたので、それからまた買い足しているもので、今の在庫は今お伝えしたとおりです。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）といたしますと、海田町におきましてはこの5月1日に対応策を指示し、そういう必要な備品といたしますか、必要なものは購入されて267万、それ以降にまた数十万か100万、幾ら要ったかわかりませんが、そういった対策をとられているから、今回発生している件数で済んでいるのではないかと私は判断いたします。今後も、今からが大流行する兆しがありますので、十分な予算措置をして、備品はどのぐらい要るかということを計画的に備蓄されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）それぞれの備品につきましては状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、今回一般質問を出しまして、小学校の現場で海田小学校に感染している児童がいるという情報を得て帰りましたら、夕方ファクスで、8月31日現在で8名の方が、一応6名と疑いが2名ということだったわけですね。それが現在の、今回の町長の施政方針では、教職員1名、高校生12名、小学生14名、保育園児1名、28名が感染しているという、私は最小限にとどまっているのではないかと判断をしているわけですが、高校生というのは町外に出て通学をして帰られていますから、どういう形かわかりませんが、その上で、私は海田小学校に発生したという報告を受けて、現場の校長といろいろ状況を把握する中で、海田小学校におきましてはアルコールの消毒液を各クラスの入り口に設置していると校長から報告を受けたんですけれども、先ほど教育次長の答弁では、各教室には配置をしていないという、ほかの議員さんへの答弁だったんですけれども、これはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）先ほど多田議員さんにお答えしたときにつきましては今の段階のことでございまして、海田小学校で発生した当時、当面の危機管理の中では、先ほどご

指摘いただきましたように、各学級に1本ずつ消毒液を置きまして対応しました。しかし、これは数に限りがありますので、数日しかもちませんので、当面の対応としてそれを設置しましたけれども、その後、この9月に入りましてから終息の見込みがあった段階ですべて石けん等による手洗いに切りかえております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの保健センター所長の答弁の中で、配置をするためには随分の予算が要ると思いますが、今の緊急的にちゃんとしたから終息したのであって、現在まだ行政報告でありました方は感染されているわけですね。終息したからもうそういうことをしないでいいという問題ではないと私はと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）当然終息したからやらなくてもいいよということではなくて、これは今のエタプラスという消毒薬でございますが、これも学校が、在庫については限られた数でございますが、これをずっと使うということは在庫の問題でできません。先ほど多田議員に答弁させていただいた中では、来客用については対策本部からいただいたそういった消毒薬を置いて措置をし、既に在校生あるいは教職員については石けんでの手洗いを徹底させておるというところでございます。決して終息の気配が見えたから何もしないよというんじゃないで、あくまでもうがいあるいは手洗いについては日ごろの指導の中で徹底をさせていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は海田小学校の校長先生といろいろ今回のことでお話し合いをする中で、8月のお盆以降にもう流行が迫ってくるから、小学校内の予算で消毒液とか云々を購入して養護の先生はこの予算を執行してもよろしいんでしょうかという中で、感染を防ぐためには大事だから、それは予算を執行しなさいとって海田小学校内で準備をしたという報告を受けたんですけれども、今までの報告では、保健センターに備蓄をしているもので賄っているという。どちらが正しいんでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）保健センターからいただいた分につきましては来客用の消毒薬の提供を受けて、それを設置しておるということでございます。先ほどございましたように、海田小学校では予算措置をしております医薬材料費で対応をしておるところでござ

います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それは承知しておりますが、そういたしますと、やはり私は今回、海田小学校の危機管理はすごいなと思いました。机もふかれますし、ドアのノブもちゃんと1時間かけて消毒をする云々とかとって感染が広がらなかったのだと私は思いましたが、それは現場対応であって、町そのものの危機管理はいま一步と判断するんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）8月中に確かに小学校でそういう対応でありまして、8月の学年閉鎖をするという段階で本部会議を開きました。その時点で保健センターから、アルコール消毒液と、石けんによる手洗いによる効果性につきまして、アルコールのあれはその瞬間にある程度清潔を保つだけで、完全に菌を取り去るためには入念な手洗いが必要だという指摘がございましたので、各学校、それから私ども職員はアルコール性の消毒液で手をあれるのではなしに、石けんによる入念な消毒によって対応すると。それから、来客者については入場される際にそういう入念な手洗いができませんので、そのためにまず簡便な方法ということでアルコール消毒液で手指を消毒していただくということで、私どもも消毒液というのがどちらかという手洗いよりも十分なのかというふうに最初は思っているいろいろと対応しておりましたけれども、県からの指導、それから保健センターがそういった開業医の先生と相談する中では薬用石けんによる手洗いをしなければ本来はだめなのだとことを知りましたので、学校が開く前の対策本部会議で、先ほどから次長が言うておりますように、児童・生徒に対しては手洗いを徹底するように、それから、外来で来られた方には入り口に置いております消毒液で手指を消毒していただくようお願いするようとしております。ですから、8月中そういう指導を徹底する前には確かにアルコール消毒液というものを重視しておったんですが、現在は2つに分けておりまして、本来は手洗いを徹底していただきたい。ただ、なかなかすぐに手洗いができない場合はせめてアルコール消毒液でということで、町立施設、学校すべて、入り口にまず設置するようという形で指導を変えましたので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、学校施設の問題を言っていないといけないんです

けれども、どの映像を見ましても、蛇口をひねる前に手洗いをして、蛇口を……。とにかく今の施設は、自動で出るものであれば手洗いをきれいに。それも、現場に行きますと、でも、石けんを常時使った雰囲気ばかりではないと私は判断しますが、いま一度保育園児、小・中学生に対して手洗いの遂行は徹底していただかないとなかなか、その場ではしても、習慣になるまでには随分時間がかかるのではないかと私は思います。手洗いになりますと、私が危惧しているのは、昔はハンカチ、ちり紙は必ずポケットに入れて持っているというのが、古い人間は、それは親がちゃんと準備して、ハンカチ、ちり紙は持っていく年代でしたけれども、現在はなかなかハンカチを持参していない子どもたちも多いと判断しているわけですが、その点についての指導はどのように小・中学校に対して指示されていますでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今、議員さんからいろいろ学校の実情、また子どもの状況を踏まえて教えていただいておりますけれども、今の手洗い、うがいの徹底指導、その際もさらなる具体を言いながら、ハンカチにおいても、毎日ハンカチを持ってきておるか、ちり紙を持ってきておるか、しかも、ハンカチの場合はガーゼ地とかタオル地とかということまで気にかけてほしいというようなことまで含めて、確か9月1日だったと思いますが、6名の養護教諭を集めてこういうようなことも話をしております。先ほどの海田町で数字が上がってきたのは8月28日からのスタートだったと思います。だから、中学校が2学期のスタートをしておるのが8月24と26でスタートしております。その前の段階からもう既に県の指導の中身が動いてきましたので、それに合わせて中学校に先に通知をし、さらに小学校へ、そして対策本部を立ち上げていただいた8月31日の段階でそういう学年閉鎖を含めたところへ話が行っておるわけで、だから、その段階その段階で、まず県からの通知をいただいて指導、さらには学校は学校で指導、それから現実の、先ほど答弁の中でも申し上げさせていただいた1つの例を申し上げますと、健康チェックというのは、健康観察というのは1カ月分の表で物事をやっております。ですが、海田町の事例を申し上げますと、1週間単位でまず整理をし直そうと。日々を毎日どのぐらいの欠席、熱を持っておるのが何人ぐらい、名前はだれ、どの組というような、学級単位でそれをまたやっていると。そういったデータをもとに学校と教育委員会とでこういう連携をとりながら数字を洗い出し、さらには指導の徹底を図っていくというような方法をとらせていただいております。そういう面で、まだまだ終息というふうに私どもは

思っておりません。当然全国的にはまだまだ拡大するというような情報も入っておりますので、緊張感を持って進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）行政報告の中にあります高校生12名、小学生14名という患者さんが発生しているわけですが、団体の場合に考えるのは、7日間で2人以上の発生があった場合は学級閉鎖とかという報告でここに上がっているということは、小学生14名というのは、各小学校何名ずつの発生者数と判断したらよろしいんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）海田小学校が10名、海田東小学校が3名、海田南小学校は1名でございます。このうち海田東小学校、海田南小学校については、後の調査の中では8月上旬に罹患されて、現在は治癒されておるということでございます。それと、海田小学校の10名でございますが、ファクスで送られた、疑いのある者2名、これにつきましては結果的には陰性でございます、さらに4名出て、計10名というところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の報告を受けますと、やはり感染力の強いインフルエンザに対しまして危機管理がちゃんとされていると判断いたします。今後もこの危機管理を維持するために必要な予算は十分執行できるような体制が望ましいと思いますけれども、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）こういうふうな緊急事態とか、生命・人体に影響するあらゆる問題については惜しまずにやらせていただきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、小・中学校の、うがいをするためには水道水でうがいをしていくわけですが、やはりうがいに適切な、より安心・安全な水のためには極力直流式の、蛇口から出る水にするのがふさわしいと私は判断しているわけですが、先ほどのようなご答弁でいきますと、西中と海田南は厳しいということでございましたが、西小は可能だと。海中は管が古いという判断で、じゃ、先ほどの答弁からいきますと、海田西小学校と海田中学校はやはり直流式に改修する必要性もあり、また、した方がより安心・安全な水を小・中学生に供給できると判断しますけれども、これはどのように計画をなされるお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）先ほど申しあげましたように、タンク方式につきましては、ご承知と思いますけれども、当然法定点検。それと、学校養護あるいは学校薬剤師でいわゆる塩素の状況等々、常日ごろから水道水については管理をしております。そうした中でこの方式については維持していきたいというふうに考えております。今のタンク、直結方式にしなくても、より安全であるというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）海田中学におきましては管が古いという先ほどの答弁だっただと思いますけれども、いつかは管をかえないといけない時期が来ますよね。そのときにも直流式に改善をしなくてまた高架水槽のままの改修をされるというお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）これにつきましては、海田中学校については地上に2基のタンクを置いております。この1つを置いた背景としましては、やはり生徒数が多い。そして、生徒が一斉に使うと水圧が下がる。水圧が下がることによってやはり近隣の水圧を来すということも懸念されて設置されたというふうに聞いております。そうした中でそういったところを検証していかないと、建替えるとき、あるいは全部やりかえるときに直結方式ができるかどうかについては今の段階では判断はいたしかねるところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）判断をしかねるということは、今後どのような形で判断をなされるのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）もし仮にそういった時期が来た段階でそういった研究をしながら、その調査・研究の結果での判断であるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次の項目に移ります。国保税の運用についてでございますが、もう基金がないという答弁でございました。21年度の財政状況は見通しとしたら赤字になる可能性もある大変なことではございますが、現在、平成20年度の決算で一般会計からの繰入金は1億数千万です。この平成21年度の赤字を解消せざるを得なくなったときには、今まで海田町では法定外の一般会計からの繰入れはなかったわけですが、法定外の繰入れを検討されるのか、もしくは国民健康保険税の税率を上げて赤字を補てん

する方向性なのか、どちらを判断されるのか、ご答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員が今おっしゃいました2つの方法になると思いますが、両方を視野に入れて検討したいと思っています。一般会計からの繰り出しも当然視野に入れた上で検討してまいりたいと思いますし、ご相談をしてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）国保保険料、保険税は全国的に各自治体単位の制度にもう限界が来ている状況があるわけです。それをある新聞が調査をしまして、一番高い町村50、低い町村50を全部列記されておまして、その中で高額順からずっといきまして、海田町の今の国民健康保険税の税率といたしますか、広島県では高いんですけれども、全国でいけば全国平均水準の自治体の中の530位から867位の中に入っているという、適切な運用をなされてきたんじゃないかという判断はいたしております。しかし、平成21年にわたって今の一般会計の繰入れ、法定外、また保険料も考えないといけないぐらい逼迫しているという状況ですので、町民の皆様にはあまり増額の負担にならないような施策を展開していただきたいと思っておりますけれども、その辺の視野はどの辺に置かれていますでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに昨日も議会の中で答弁がありましたように、そのためには健康づくりに十分留意していただいて、医者にかからんような方法が一番得策と思っています。そのためにも、町でも健康ウォーキングで皆さん方と一緒に健康づくりを推奨して行って、医者にかからないような対策を考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の健康づくり、予防講座の件でございますが、もちろんこちらに重点をシフトしながら医療費の抑制をしていかないと、限界なく医療費は伸びていくわけですけれども、住民の皆様の中には今、福祉センターとか、どちらかといったら旧国道沿い側じゃない方で予防講座とかいろいろな施策が展開されているけれども、昔は保健センターで予防講座といたしますか、体を使ってのそういう講座があったのを復活してほしいという要望も多く聞いているわけですが、その辺について充実される中で旧国道沿いの保健センターでも講座を開設されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）確かに福祉センターとかができまして、広い会場がありますので、あちらで事業を行うことが多かったように思います。この9月からは高齢者の介護予防の運動教室も保健センターで1クール行うようにしておりますので、たくさんのニーズを一遍にはできないんですが、また保健センターの会場でできる事業を今からしっかり展開していきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、医療費が随分かかりまして、2007年では34兆1,360億円、国民1人当たり26万7,200円の医療費を使っているということになっておりまして、その中でも、先ほどの資格証の件がございましたけれども、悪質に医療費を払わない方に対して、モデルとして各自治体が回収するような基準を国が定めて回収する方向性で動いていくと思いますけれども、そのときに、この回収をする要因、それは今検討なされていますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる悪質な滞納者対策につきましては、現行も行っておりますけれども、これは国からまたいろいろな方針等が出てくると思いますし、現行の方につきましても、先ほど申しましたとおり、悪質な方に限定をしておりますので、いわゆる納付相談に応じていただいた方についてはそれなりの対応をしておりますので、悪質な滞納者について厳格にやっていきたいと考えております。

○議長（久留島）原田議員より一般質問の通告がありましたが、欠席の届けがなされていますので、これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時です。

~~~~~○~~~~~

午後1時52分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第34号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第34号議案、財産の取得について。一般管理公用車の取得の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、第34号議案、財産の取得についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。この第34号議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。財産の取得の内容でございますが、品名は一般管理公用車でございます。数量は6台、購入金額は652万4,266円でございます。相手方は、株式会社カーポートコザワ代表取締役小沢義弘でございます。納入期限は、議決の日の翌日から平成21年10月30日まででございます。なお、入札結果につきましては資料2の入札状況をご参照ください。財産の取得に係る一般管理公用車の内容でございますが、今回購入する公用車は、資料3に掲載しておりますとおり、マツダスクラムトラック2台、マツダスクラムバン3台、マツダMPV1台の、計6台でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。まず、こういう特に物販、車ということに限定して、何者ぐらいから指名願が出ておるのかどうかということ。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（臼井） 今回、町内の業者に限定しておりますので、町内の業者で入札参加資格登録をしております業者は2者でございます。

○議長（久留島） 前田議員。

○14番（前田） 一般的に物販の場合の金額の制限、要するに入札規定では何者というような言い方じゃなくて何人というような言い方をしておりますが、これは600万というのは何人が入札に参加するか。2者でというか、2人、用語をそのまま借りればね。2人で入札が規定に合うておるのかどうか。だから、600万という金額、恐らく落札が620何ぼだったかな、そういうことだから、少なくとも3人あるいは5人ぐらいの業者が必要でなかったのか。2者になった理由ということ。何人が入札執行規定ではなっておるのか。いわゆる620何ぼというか、予算的にはもっとあるはずなので、それが規定はどうなっておるかということ。ということで、今の2つ。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（臼井） 物品の購入につきましては、入札執行規定上、金額による業者の制限

をかけておりません。工事請負契約であるとかコンサルタント契約につきましては、金額区分により何者以上という規定を定めておりますが、物品についてはその定めを行っておりません。今回、先ほども申しましたように、経済危機対策という観点もありまして、町内の業者ということで限定させていただいておりますので、2者を選ばせていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第35号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、財産の取得について。パッカー車・アームロール車の取得の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第35号議案、財産の取得についてご説明いたします。議案書の7ページをお開きください。この第35号議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。財産の取得の内容でございますが、品名はパッカー車・アームロール車でございます。数量は2台、購入金額は1,470万でございます。相手方は、株式会社カーポートコザワ代表取締役小沢義弘でございます。納入期限は、議決の日の翌日から平成22年1月8日まででございます。なお、見積徴収結果につきましては資料4の見積徴収状況をご参照ください。この契約は見積徴収により業者を決定しておりますが、その経緯につ

いてご説明いたします。本契約に係る入札につきまして、入札参加資格者名簿にはパッカー車・アームロール車を取り扱える業者として2者が登録しておりましたので、その2者を指名して8月21日に指名競争入札を行いました。1回目は2者とも予定価格を上回り、再度入札におきましては1者が辞退し、入札者が1者となったため、入札が不成立となりました。よって、これらの車両を取り扱える業者が1者となり、競争入札に適さなくなったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、8月28日に1者による見積徴収を行ったものでございます。次に、財産の取得の内容でございますが、今回購入するパッカー車・アームロール車は、資料5に掲載しておりますとおり、日野ハイブリットパッカー車1台、日野ハイブリットアームロール車1台の、計2台でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）今の説明の中でございますが、1者が辞退されたからといって、見積もりだけで、私たち素人がこれが果たして高いものか安いものか、そこらを研究せにゃいけないのだから、他者、広島市、県でも扱う業者がおるから、そこからも参考的にでも見積もりをとるとか、そういうあれができないでしょうか。というのが、今言われましたが、物品の購入の際には見積もり業者の入札を定めていませんとか、そういうことは間違うちよるから千葉県みたいになるわけであって、もうちょっと真剣に答弁をしなさいよ。言われるのはわかっておるでしょう。新聞で昨日おととい、テレビ等で騒がれちよるから、こういうことが言われるということはわかっておるから、答弁というのはいちよっとなさげなさいや。だから、金額がどうのこうのは言わんのじゃが、取り扱い業者が特定した場合はなおのこときちっと見積もりでもとらにゃいけないのじゃないんですか。私はそういうふうを考えるんじゃがね。町民の信頼性を得ようかと思ったら、私はそう思うんじゃが。入札するのならまだええんですよ。土木みたいに入札が5者も6者もおってやるのならいいんですが、1,400万もするのを2者や何ぼかで入札をするということは、海田の業者に利益を生まにゃいけないのはわかるんですが、やっぱりこれは町民の税金でやりよるんじゃから、これは国からのあれじゃけんと言われりゃあれじゃが、これも税金じゃけん、もうちょっと透明性があるような方にもっていってもらうたら。私は反対じゃないんですよ。反対じゃないんじゃが、そういうやり方をしてほしいということで、その考えはどうですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）この件につきましては、先ほど言いましたように、入札参加資格者名簿の登録業者、これを取り扱える業者が2者しかいなかったということで、2者による指名競争入札を行っております。1回目の入札において入札が不成立に終わったということで、その予定価格等につきましてはそのまま見積徴収の予定価格とし、業者が出してきました見積書と町が設定しております予定価格との比較をし、予定価格を下回ったので、契約の相手方としたというふうなことでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃ、町の予定価格はどこで出されたんですか。だから、その町の予定価格を出されたために、それがこうこうこういう根拠で町の予定価格を決めましたと言われるのならその説明はわかりますよ。でしょう。専門の人がおられんのに。これは特殊車ですよ。だれかから、こういう分やったら何ぼぐらいかかるか、もとの川西、今は明和、新和か何か知らんのですが、つくる業者も決まっていますよ。だから、そういう部分を明確にせにやいけんから、町の価格はこういうところで調べて町の価格を決めて、それに近い価格をやったからやりましたと言われるのならまだ納得がいくんですよ。そこらを詳しく説明してください。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）これは予算の要求時にこのパッカー車・アームロール車の購入価格について当然参考見積もり等をとっております。その中を精査して予算要求をしております。その予算要求に基づきまして設計金額といいますか、購入価格を決定して、それをもとに、それから予定価格を算出しておるものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だから、予算金額を設定するときに見積価格をどのようにしてとられたか、どこの業者からとられたか、何業者からとられたか、それを聞いちょるんですよ。だから、そこを詳しく教えてくださいと言いはるんですよ。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）予算要求のときに徴収しました参考見積もりにつきましては、2者から徴収をかけております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今と関連しておるわけですが、2者から参考見積も

りをとったと。もちろん参考見積もりをとったということは必ずしもそれが落札価格につながっておるとは思わんわけですが、それをあえて呼ばずに町内の2者に限定したと。まずそこで、先ほどの600万もそうじゃが、これは済んでおるからあえて言いませんが、620何万の額ですがね、言わないが、町内の業者に限定した。限定しなければならない理由があるのかどうか。町内業者に購入をどうしてもそういう法的に出さなきゃならんのだと、こういう理由があるのか、ないのか。

そして、先ほど来出ておりますように、2者というか、1者辞退したんだから、見積もりといえども一種の入札だったので、1者の入札、市民球場でもどうやらで1円ほど安かったという、そんなばかげた入札、そんなものは入札じゃない。なぜ広島からもそういう指名業者を呼ばなかったのか。

それとあわせて、先ほど冒頭に言いました参考見積もりをとった業者といえども、4者、5者並べりゃ、それは参考見積もりだから、それよりも安くするのはおのずから考えられることだね。3点ほどあわせて聞きたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）このパッカー車・アームロール車につきましては、町内業者と、町内業者にこれを扱う業者がいませんでしたので市内の業者の2者で参考見積もりあるいは指名競争入札を行っております。その2者からの参考見積もりをもとにその内容についての予算の参考見積もりを徴収しておるものでございます。

もう1点ですが、2者に限定しておる理由につきましては、あくまでもパッカー車・アームロール車を扱えるということの入札参加資格の登録をしておる業者が2者しかいなかった、他に業者がいなかったということでの2者の指名でございます。

○議長（久留島）もう1点、町外から入札させなかった理由。財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども答弁させていただきましたが、当初の入札に参加した業者は1者が町内の業者で、1者は広島市内の業者でございます。参考見積もりを2者に限定した理由につきましては、先ほども言いましたように、この物件を扱っている業者が2者だけしかなかったということでの参考見積もりを2者にした理由でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）よう聞いておれやの。参考見積もりをとった業者はなぜ呼ばなかったのかと言うておる。それが2者だけじゃったというのか、その辺が明確でない。

あわせて、これは日野ということになっておるが、これは日野だからそうなのか、例

えばマツダ、いすゞ、トヨタ、いろんな車のメーカーがあるわけだ。その方にかかるとまた幾らか値段が変わったのではないかと、こういうことなんやな。だから、日野に限定した理由は何なのか、こういうことを聞きたいわけや。ここでHマークがついておる。一番最後の参考資料5の4ページ。なぜこれになったのか。例えばトヨタであったのかないかは知らんよ。こういうサイズの4トン車か何トン車か知らんけれどもね。そういうふうに限定した理由。例えばマツダ車でもよかったんじゃないか。地元云々何とかと言うのならね。そこで、2つほどあわせて答弁願いたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）まず最初に、参考見積もりをとった業者の2者で、その2者とも入札の指名を行っております。

それから、日野に限定した理由でございますが、ハイブリッドをやっている業者が日野だけしかなかったということで日野の車に限定しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）同じような質問なので、なかなか質問的が絞られないような気がしますけれども、お尋ねするのは、今回緊急経済対策の費用でやっておいでで、これが町内あるいはその近辺に限るといように私は尋ねようかと思ったら、今の説明で大体わかったんですが、聞きたいのは、財産の取得で今、自治法のどうのこうのというのがありますが、随契でやられる。随契には大体7つの法律の根拠がなければならないという。1者だからそれなんです、ここに出されておる資料に見積徴収というのがありますが、これが随契の説明に代わるものであるかどうか。今の契約上の問題ですね。これが私はどうも、見積徴収状況ということで随契のそれに該当して、これを議会で認めてくれという、そういう説明であります、本当にそれが適用できるのかどうか、これをお尋ねするわけです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これは自治法による用語でございまして、いわゆる競争入札の場合には入札状況。随意契約で、今回の場合は1者でございましたけれども、そこで競争させるのを見積もり合わせというふうに称してございまして、その結果が見積もり状況という言葉になってございまして、自治法上ではいわゆる予算を立てるための参考見積もりという呼び方をしておりますが、この参考見積もりというのは法令用語ではございません。いわゆる一般に見積もりをとるといふあれで、法令用語としては、随意契約を行う場合、

予定価格以内におさまるかかどうかという、相手に出させるものを見積もりと呼んでおりまして、それで見積徴収状況ということになりまして、そういう意味では、1者での入札というのはありませんが、入札と何ら変わりはないと。あくまでも予定価格よりその出された金額が下回っているということを確認する行為が競争入札では入札、随意契約では見積もり合わせという言葉になっております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）先ほどこの車は日野しかないということだが、これは2台買うようになっておるんだよね。これは2台とも日野なのかどうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）2台とも日野の車でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第36号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第36号議案、財産の取得について。デジタルテレビの取得の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第36号議案、財産の取得についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。この第36号議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。財産の取得の内容でございますが、品名はデジタルテレビでございます。数量

は82台、購入金額は1,501万5,000円でございます。相手方は梶川電機株式会社代表取締役梶川純一でございます。納入期限は、議決の日の翌日から平成21年12月25日まででございます。なお、入札結果につきましては資料6の入札状況をご参照ください。財産の取得の内容でございますが、資料7に掲載しておりますとおり、日立42型プラズマテレビP42-HP03を82台、テレビ台82台でございます。なお、6月末に議決いただいた補正予算では、地上デジタル放送への対応として全体で108台のテレビの買いかえを計上しておりますが、そのうち本契約の82台は学校・公民館関係のテレビで、電子黒板機能の付加が可能なものという特殊要因がありましたので、庁舎等のテレビとは別件で入札を行っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。まず、液晶でなくてプラズマにされた理由。というのが、さっき言われたように、電子黒板に対応するのがプラズマだけなのか、液晶じゃだめだったのか。というのが、私の聞いた話では、液晶に比べてプラズマテレビというのは明るい部屋ではなかなか画面が見にくいというふうに聞いております。小学校なんかは特に明るい昼に見るわけですから、その辺がどうかと。カーテンを閉めりゃいいんですけども。その辺で、液晶でなくプラズマにされた理由をまずお聞きしたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）まず1点目は、電子黒板化の対応が可能であるものということ、そして、今のプラズマか液晶かについては、プラズマについても通常、教室の中では十分に対応できる、見えるということもありましたので、まずは一番には電子黒板化に対応できる機種ということで一応やっております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）もう一つ、くだらない質問かも知れませんが、これは公共が買う場合はエコポイントはつかんのですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）このたびにつきましてはエコポイントはつかないということで国から聞いております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。デジタルテレビ82台で1,500万というふうに出ておりますけれども、見積もり業者が3者と。これは金額が1,500万ということなんですが、何台かに分けて何者かにやっていただくという方法は考えられないでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）一応この82台については、先ほども申しましたように、電子黒板機能を付加しているという1つのグループとしてとらえております。ですから、82台と、残りの庁舎・保育所関係のテレビにつきましては別枠で入札等を行って業者を決定しているところでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）解釈としたら、今の一括購入すれば単価が安くなるというふうな考え方はできるんですけれども、済んだ話で申し訳ないんですけれども、さっきのパッカー車・アームロール車でも、2台あるのなら2者が入札をして1台ずつどこかに買っていただくという考え方もできるのではないかと。それは町内の業者にもうけていただく、この時期ですから、頑張ってくださいという意味でも、そういう入札方法はできないのだろうかと思っています。お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）発注に当たりまして、おっしゃられることも検討いたしました。やはり競争性の拡大ということから、大きい方を考えました。ただし、そこにおいて入札業者を町内業者に限るといところで町内業者の育成というところに配慮したつもりでございます。やり方は幾つかあったと思いますが、その中で町内業者の育成というのは指名を町内業者に限るといところで優先させていただきました。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。デジタル対応のテレビなんですが、電子黒板に対応するというふうに今説明を受けたわけなんですが、ということは、言いかえると、今回これは日立となると、その電子黒板を購入するという拘束をこれ以降受けるような気が、そういう説明であったように伺います。電子黒板に対応するということは、インポート部分があれば対応できる状況にあると思いますが、なぜその選定をされたのか。それと、将来にかけての電子黒板への拘束、そういったものはどのようにお考えでしょうか。この2点をよろしくお願いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）この電子黒板化に対応できるテレビの選定にかかわりましては、後づけでございますので、その後づけで、このメーカーなら大丈夫よというのは国内のそういう生産メーカーで2者ございました。電子黒板の例えばタッチパネルであるとか、そういったメーカーが2者ございました。それで、そこに今の段階で対応できるメーカーに機種等について確認をとって、その複数のテレビの機種、それをいわゆる仕様に入れ、もしくはそれと同等品ということで仕様にかけたものでございます。

将来的に日立テレビに拘束されるのかというお話……。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今回そのようなセットで出されているということは、これから電子黒板を購入するに当たっての拘束がかかってくるのではないかということをお伺いしているんです。

○議長（久留島）質疑の意味はわかりますか。教育次長。

○教育次長（青木基秀）いわゆる日立でしか対応できないかということだろうと思いますが、しかし、今後将来的にタッチパネル等そういった電子黒板機能が例えば他のメーカーで対応できるのならば、当然その段階において競争入札にかけて、その仕様をつくってかけて、結果として他メーカーが入っても、それはやむを得んというふうに考えております。

○議長（久留島）日立のを買わざるを得んようにならんかというて聞かれておるんです、電子黒板。副町長。

○副町長（三宅）今回はあくまでもテレビの契約をお願いしておるわけでございますので、今後必要に応じてというところで分けたということだけでございますので、電子黒板機能と切り離してテレビの契約の妥当性についてご判断いただければと。今回はあくまでもこのテレビをあれしております。今後その電子黒板がこれによって拘束されるわけではないという形で私どもとしては契約しております。そうご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今回の入札状況は適切と判断いたしますが、今回の緊急の国の対策で町で82台という整備をしていただくわけですが、各小・中学校、これは何台ずつ配置なんでしょう。4校一緒ですから、各小・中学校何台ずつでしょうかと。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）学校ごとの内訳でございますけれども、海田小学校が17台、海田東小学校が17台、海田西小学校が10台、海田南小学校が18台、小学校合計が62台でございます。海田中学校が11台、海田西中学校が7台、合わせて18台、総合計で80台でございます。あとの2台につきましては各公民館でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の出産育児一時金の支給額の増額について経過措置を設けるものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の9ページをお開きください。あわせて資料8の条例新旧対照表と資料9の条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。資料9の条例の一部を改正する条例の概要でご説明させていただきます。2のイメージ図をご覧いただきたいと思います。今回改正しようとするものは、第5条第1項の出産育児一時金の支給額についてでございます。出産に要する費用の実態を踏まえ、緊急の少子化対策の充実を図るための当面の施策として、現行35万円の支給額を暫定的に4万円引き上げて39万円にしようとするものでございます。なお、平成21年1月から開始の

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の産科医療補償分3万円の加算については現行どおりでございます。施行期日は平成21年10月1日でございます。なお、出産育児一時金39万円の支給は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定措置でございます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第38号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第7、第39号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第38号議案及び第39号議案を一括でご提案申し上げます。現下の厳しい経済社会情勢を受け、後期高齢者医療保険料または介護保険料の支払いに困窮している被保険者に配慮するために延滞金を軽減するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第38号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第39号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明いたします。初めに、改正の要旨をご説明いたします。今回の改正は、国において現在の経済社会情勢を考慮し、年金保険料や労働保険料等の社会保険料に係る延滞金利率を軽減することとなり、厚生労働省から各自治体

においても同様の取り扱いをするよう通知があり、これに準拠し、延滞金利率の軽減をすることとしたものです。

まず、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の10ページをお開きください。あわせて資料10の新旧対照表をお願いします。新旧対照表の第6条中、下線部分の（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）、これを追加し、これは納期限の翌日から3月分について年14.6%から年7.3%に引き下げ、2分の1軽減をするものです。次に、本則附則に延滞金の割合の特例第4項を加え、先ほど説明しました3月分を年7.3%にする規定にかかわらず、特例基準割合が年7.3%に満たない場合はこの特例基準割合を適用するというものです。なお、この特例基準割合とは、日本銀行法で定められる従来公定歩合と言われていた基準割引率に年4%を加えたものをいい、延滞金等の算出に使われます。21年はこれが4.5%となっておりますので、この4.5%を適用することになります。次に、議案に戻っていただき、下の方にあります附則の第1条により、施行期日は平成22年1月1日とするものです。次の適用区分第2条は、延滞金利率の軽減については、納期限が平成22年1月1日以降に到来するものについて適用し、同日前に納期が到来するものについては従前の年14.6%の利率とするものです。

続きまして、海田町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。あわせて資料11の新旧対照表をお願いします。まず新旧対照表の第9条中、下線部分の1つ目として、（当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときはを追加する。これは延滞金が加算対象となる保険料の納付書の額を2,000円以上とし、なおかつその額に1,000円未満の端数、例えば納付書の額が2,700円であれば、700円を端数として切り捨て、2,000円を延滞金の算定対象額とするものです。これについては後期高齢者医療保険の延滞金計算では既に適用しておりますので、保険料同士のバランスを考慮し、追加するものです。下の、次の下線部分、（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）、これから本則附則の延滞金の割合の特例第7条を加える部分と、議案書に戻っていただいて、下の方にあります附則、施行期日第1条及び適用区分第2条につきましては、先に後期高齢者医療に関する条例の一部改正で説明をした内容と同様の改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。佐中議員。

○15番（佐中）後期高齢者医療制度、75歳以上が該当いたしますし、介護保険は65歳以上、それ以外については国保で3つの税として取っておりますが、それぞれこれはどうなっていくのか、説明を求めたいと思います。75歳以上はわかるね。65歳も介護で料金を取っておりますが、国保で3つを取っている分は、これはどのように該当するのか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）国保税につきましては根拠規定が地方税法、税法に基づくものでございます。したがって、地方税法の改正がない限り条例改正はできません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、第38号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第39号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島） 日程第8、第40号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第40号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）について。平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、子育て応援特別手当事業費や産科医等確保支援事業費の追加などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（臼井） 第40号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料12の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の人事管理費につきましては、後ほど歳入でご説明します県の緊急雇用対策基金事業補助金に係る財源振替でございます。次のコミュニティ推進費につきましても、後ほど歳入で説明いたします県の住民自治活動フォローアップ事業補助金に係る財源振替でございます。次に、総務費の徴税費の税務総務費の税務総務一般事務事業につきましては、県の緊急雇用対策基金事業補助金を活用して外国人納税者等相談事業に係る事務補助員を雇用するため、103万7,000円増額するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の住宅手当緊急特別措置事業につきましては、国の住宅・生活支援対策事業補助金を活用し、支給対象者に住宅手当を支給することにより住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、1,268万7,000円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。老人福祉費の介護保険繰出金事業（その他）につきましては、このたびの介護保険特別会計における増額補正予算に伴い、繰出金65万7,000円を増額するものでございます。次に、福祉医療費の後期高齢者医療広域連合事業につきましては、額の確定により平成19年度高齢者医療制度円滑導入事業費補助金返還金17万6,000円を増額するものでございます。次に、後期高齢者医療繰出金事業につきましては、このたびの後期高齢者医療特別会計における増額補正予算に伴い、繰出金14万2,000円を増額するものでございます。次の国民健康保険事務費の国民健康保険繰出金事業（その他）につきましても、このたびの国民健康保険特別会計における増額

補正予算に伴い、繰出金28万円を増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の子育て家庭外出支援事業につきましては、県の安心こども基金事業補助金を活用して、多子世帯の親子が用意に外出できるよう、安全に配慮した3人乗り電動自転車を貸し出すことにより子育て家庭の外出を支援するため、68万8,000円増額するものでございます。次に、子育て応援特別手当事業につきましては、国の子育て応援特別手当交付金により、不況下の子育て世代の支援を目的に、幼児教育期の児童について1人当たり3万6,000円を支給するため、3,402万6,000円を増額するものでございます。6ページをお願いいたします。母子家庭等自立支援事業につきましては、国のひとり親家庭等対策の拡充により、高等技能訓練促進費の支給額が引き上げられたため、38万円増額するものでございます。次に、児童措置費の児童扶養手当支給事業につきましては、受給者が当初見込みより多かったため、396万6,000円増額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の保健センター総務一般事務事業につきましては、正職員の退職に伴い事務補助員が必要となるため、84万4,000円増額するものでございます。次に、母子保健費の産科医等確保支援事業につきましては、地域における産科医療体制の確保に資するため、過酷な勤務環境にある産科医師に直接届く支援として、医療機関が当該医師に1分娩当たり1万円を支給する手当を助成するため、670万円増額するものでございます。なお、そのうち国が3分の1、県が6分の1負担し、産科医等確保支援事業補助金として県から一括交付されます。7ページをお願いいたします。清掃費の塵芥処理費の環境センター改修事業につきましては、金属プレス機の排出コンベア等に不具合が生じ、修繕が必要なため、179万6,000円増額するものでございます。

次に、農林水産業費の農業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、7月の大雨により当初見込みより多く修繕が発生したため、今後の災害等に備えて70万円増額するものでございます。同様の理由で、次の串掛林道管理事業、8ページの町内道路修繕事業、町内水路修繕事業、9ページの河川修繕事業につきましても、それぞれ増額するものでございます。

7ページに戻りまして、土木費の土木管理費の土木総務費の耐震改修促進計画策定事業につきましては、国の住宅・建築物安全ストック形成事業交付金を活用して海田町耐震改修促進計画を策定するため、230万円増額するものでございます。8ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費の道路橋りょう総務一般事

務事業につきましては、県道広島海田線建設事業負担金として200万円増額するものでございます。次に、道路新設改良費の町道6号線バイパス整備事業につきましては、地権者との協議が調い、事業用地取得の見込みが立ったため、2,928万5,000円増額するものでございます。次に、土木費の都市計画費の街路事業費の海田臨港線整備事業につきましては、海田臨港線建設事業負担金として500万円増額するものでございます。9ページをお願いします。次に、砂防費の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、寺迫二丁目6地区急傾斜地崩壊対策事業負担金として200万円増額するものでございます。

次に、消防費の水防費の水防職員給与費事業につきましては、7月の大雨により水防班の出動が当初見込みを超えたため、今後の災害等に備えて98万円増額するものでございます。次の水防事業につきましても、同様の事由により25万2,000円増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費につきましては、後ほど歳入で説明いたします県の不登校対策重点校支援事業補助金に係る財源振替でございます。次に、教育費の社会教育費の社会教育総務費の家庭教育事業につきましては、家庭や企業への訪問活動を実施する訪問型家庭教育相談体制充実事業の指定を県から受けたため、受託事業として41万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の児童扶養手当負担金につきましては、歳出でご説明しました児童扶養手当支給事業の財源として132万2,000円増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました母子家庭等自立支援事業の財源として28万5,000円増額するものでございます。次に、子育て応援特別手当交付金及び子育て応援特別手当事務取扱交付金につきましては、歳出でご説明しました子育て応援特別手当事業の財源としてそれぞれ3,186万円と216万6,000円増額するものでございます。次に、社会福祉費補助金の住宅・生活支援対策事業補助金につきましては、歳出でご説明しました住宅手当緊急特別措置事業の財源として1,268万7,000円増額するものでございます。次に、土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金の道路改良工事費補助金につきましては、歳出でご説明しました町道6号線バイパス整備事業の財源として1,650万円増額するものでございます。次に、建築費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、歳出でご説明しました耐震改修促進計画策定事業の財源として230万円増

額するものでございます。

次に、県支出金の県補助金の総務費補助金の緊急雇用対策基金事業補助金につきましては、歳出でご説明しました税務総務一般事務事業等の財源として109万6,000円増額するものでございます。2ページをお願いします。住民自治活動フォローアップ事業補助金につきましては、歳出でご説明しましたコミュニティ推進費の財源振替に係るもので、27万8,000円増額するものでございます。次に、民生費補助金の児童福祉費補助金の安心こども基金事業補助金につきましては、歳出でご説明しました子育て家庭外出支援事業の財源として68万8,000円増額するものでございます。次に、衛生費補助金の保健衛生費補助金の産科医等確保支援事業補助金につきましては、歳出でご説明しました産科医等確保支援事業の財源として334万9,000円増額するものでございます。次に、教育費補助金の不登校対策重点校支援事業補助金につきましては、歳出でご説明しました教育費の財源振替にかかるものでございます。次に、県支出金の県委託金の教育費委託金の訪問型家庭教育相談体制充実事業委託金につきましては、歳出でご説明しました家庭教育事業の財源として41万円増額するものでございます。

次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金につきましては、財源調整のため、6,131万7,000円減額するものでございます。

3ページをお願いします。諸収入の雑入の療養給付費負担金返還金につきましては、額の確定により79万2,000円増額するものでございます。

次に、町債の臨時財政対策債につきましては、額の確定により9,730万円増額するものでございます。なお、前年度繰越金残金や普通交付税決定額が当初予算額を上回ったことなどによる余剰財源でございますが、今後国民健康保険特別会計において収支不足が見込まれるといった不安定要素があるため、内部留保させていただいております。

続きまして、議案をご説明いたします。第40号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億995万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,029万円とするものでございます。

次に、議案の4ページの「第2表 繰越明許費」についてご説明いたします。消防費の防災情報伝達体制整備事業につきましては、防災行政無線改修工事について、工事完成時期が翌年度に繰り越しとなる見込みとなったため、1億6,318万7,000円を限度に繰越明許を設定するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」についてご説明いたしま

す。このたびの補正で変更を1件計上させていただいております。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成21年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）まず、8ページの町道6号線バイパス整備事業、これは私はわかりませんが、来年の予算にもかかわってくるかどうかわかりませんが、やっぱりどの方か箇所図をつけてもらうたら大変皆さん場所がわかると思いますが、宗像君も一般質問で出されましたが、その中のどこかもわかりますし、ぜひとも箇所図をつけて皆さんにわかりやすくするような配慮が必要じゃと私はと思いますが、その点はどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）次回からそのようにいたします。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。数点質疑させていただきます。まず、40号議案書の中の先ほどの繰越明許費の件でございますが、これは新聞報道等で当初実施設計プラス工事費で契約を結ばれた業者が自己破産申請をされて、結局予定どおりいかなくなって繰り越しですけれども、数値をあれするまでに結局あの整備スケジュール、私たちに説明されました整備スケジュールからいって、この工事と一緒に平成21年度に契約されたこと自体に無理があったのではないかと判断いたしますが、その点はどうかということと、無理がなかったのであれば、今回数カ月延びてはいますけれども、工事の繰り越しとしても実施設計は完了した中電技術コンサルタントに発注なされたと判断するわけですけれども、入札状況が330万で、消費税を入れますと346万5,000円がこの実施設計にかかわる金額です。そういたしますと、当初予算から346万5,000円を差引きますと、当初予算額からその実施計画の入札結果の落札金額でいきますと1億6,452万2,000円が残ると思うんですが、この工事に対して1億6,318万7,000円を上限にされたのはどういう理由でしょうか。数値が合わない気がいたしますが、まずその点について。

次に、3回ですので、すべてさせていただきたいと思いますが、9ページの教育費、家庭教育事業、家庭教育推進協議会委員謝礼等ですけれども、この協議会委員は何名でこの41万の執行と予定されているかということと、どういう観点から推進協議会委員を選定なさるのでしょうか。以上、質疑いたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）防災無線のスケジュールにつきましては契約担当と実施担当が分かれていますので、私からまとめてお答えいたします。当初の予定では8月中に実施設計を受け取って、それで8月中に工事発注をし、この本定例会をもって契約議決をいただくという予定にしておりましたが、おっしゃられました、実施設計を請け負った業者の倒産によりまして改めて契約をやり直さなければいけないという形で2カ月のおくれが生じました。当初の予定では9月に発注して3月末までに竣工検査を終える予定にしておりましたが、この2カ月のおくれがそのまま工事の発注にずれ込んでしまいましたので、来年の5月に竣工検査を予定、この2カ月のおくれがそのままおくれってしまったという関係で生じております。すべての工事代金を今回上限に上げさせていただいておりますのは、現段階におきましては、今申しましたように、竣工検査が来年の5月になりますので、その段階で全額支払う可能性があることから、工事費全額を上限として持たせていただいております。先ほど議員から、当初の実施設計と、その後の契約の実施設計で金額が変わっているのがあったから、その分だけ差引くというお話がございましたが、今回繰り越しを予定しておりますのは工事費。ですから、実施設計費は全く除いた工事費の部分について全額を繰り越させていただいております。ですから、事業費とは一致いたしません。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木義和）訪問型家庭教育相談体制充実事業の家庭教育推進協議会の委員の何名かということですが、14名を予定しております。それから、これにつきましては、国が示した事業の実施への助言・協力を求めるこの構成については、学校関係者、それから地域の様々な関係者、PTA、子育て支援者、民生委員、この中から委員を選ぶようになっております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）まず最初に、防災無線のデジタル化の予算執行計画、今回の繰り越しの金額でございますけれども、そういたしますと、この初めの実施計画の当初予算は幾らだったのでしょうか。

それと、私は少し安心したのは、今回繰越明許にされたということは、本体工事を来年度に繰り越されるのかと思ひまして危惧もあつたわけですがけれども、今のご答弁ですと、来年の5月には整備できるということで、これは適切な答弁をいただいて安心して

おります。

もう1点、追加質問ですけれども、6ページの今回母子保健費で産科医等確保支援事業、海田町の産科医に対しての支援事業と判断するわけですが、670万。出生者1人に1万円と言われたらちょっと、何人に当たるかなと思ったんですけれども、こういった支援をすることによって病後児保育を受け入れていただける環境整備にも波及できるかどうか、質疑いたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前段の部分でございますが、事業費の明細を申し上げますと、工事費の予算額がわかってしまい、予定価格の類推につながりますので、従前も事業費の中の工事費と実施設計費の内訳というのは予算書上記載しておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）産科医等確保支援事業の補正に伴っての病後児保育への波及についてということでございますけれども、そこまでは考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は、具体的な工事費じゃなくて、今回これは実施設計と工事費を含めて当初予算が一緒だったはずなんです。セットで予算計上されているんです。その予算計上されている金額が1億6,798万7,000円なんです。それで、落札された方が破産宣告されたので、中電技術コンサルタント、一応落札金額330万、消費税を入れて346万5,000円ですけれども、この当初予算はこれが500万だったのか400万だったのか、その数値をお聞きしたかったんです。それによって今回の繰り越しの工事費が、私は単純に当初予算から346万5,000円を引きましたので、上限よりもたくさん当初予算額が余ってしまうけどなというので質疑をさせていただいたものですから、具体的な数値が聞きたいんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げます。当初予算で計上しております事業費のうちの実施設計額が幾らだったかということをお答えしますと、当初予算額において工事費が幾らであったかということをお答えすることになります。当初予算の説明書においてもその内訳はあえて記していないと思います。全体の事業費でしか記しておりません。本来ですと、先ほど私が当初予算全額を繰り越しましたという答弁自体まずなかったかなと今

思っているぐらいですので、その点についてはご了解をいただきたいと思います。従前、予算書においては工事費の内訳というのは掲載しておりませんので、それでご理解を賜りたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）8ページの海田臨港線のことなんですが、多分自衛隊の官舎の前の道路のことだと思うんですけども、500万円の負担金で、あそこの前の今整備されておる道路は、歩道の部分が1車線ぐらいものすごく広い部分もあれば、またもとに戻ってぐっと狭くなっておる部分もあると。車道も片一方は広いけれども、車道のセンターラインがあるんですけども、今、工事をしよるけんかどうかわらんのですけれども、センターラインが引いてあるところ、かなり右と左それぞれの幅が違うみたいな格好になっておるのですけれども、多分そのところは最後にできたら調整されると思うんですけども、歩道の部分がものすごく、1車線ぐらいあるかと思えば、交差点の近くに行ったらずっと狭くなって、車道と歩道の分離をする縁石というか、あそこはずっとできておるといふふうになっているような感じなんですけれども、これは今の、県のする事業ですから、設計とかなんかのことに對してああしてくれ、こうしてくれというふうなことはなかなか言えないんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）海田臨港線でございますが、今工事をなさっているのは、あの道路はあくまで暫定整備でございます。まだまだ反対側に、自衛隊の方に反対車線ができてまいると。今回やっておる工事に関しましては、あそこを見ていただければわかるのですが、右折車線がないばかりに、かなり混雑しております。その右折車線をこのたびつくって、暫定工事としては一応この21年度をもって終わるといような格好になっております。これは繰り越しを含めてですが、そういう格好でございます。それと、今おっしゃったでこぼこしておる、広いところと狭いところがあるよと言われましたが、それはやはり限られた道路の中で右折車線をつくる部分についてはやはり歩道は少し細くなる。完成形になるとガッターなんかも入ってきますので、結構中央車線も入ってまいります。そういうことで何となしに格好がつくんじゃないかと。まだ途中でございますので、そういう格好で今進んでおるというものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）途中というのはわかるんですけども、今の自衛隊の官舎があった方がま

だそう1年や2年でできる見通しはないような感じがするんですけれども。それと、そうになったらあそこの橋をもう一つつけかえにゃいけん、足さにゃいけんというふうなことになると、今の場所も完成時まで待ってあのような状況を使うというのはかなり不便というか、せっかくものすごく広い歩道があっても、そこに行くのにまた狭いところを通らにゃいけんというような格好になるんですけれども、何とか設計段階というか、そうせんと、せっかく広い歩道があっても、途中でまたずっと以前のように狭くなっておるところがあったらものすごく使いづらいような気がするんですけれども、その辺の設計段階での、もうできてしまっておるところがあるから、なかなか計画変更といっても難しいんでしょうけれども、このたびは500万円の負担金なんですけれども、以前もずっと出しておると思うんですけれども、せっかく負担金を出すんだったら、使いやすいような町の提案とかというふうなのは聞き入れてもらえないんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）先ほど申しあげましたように、今は暫定道路でございます。やはり道路といいますと車のことも考えにゃいけん、歩行者のことも考えにゃいけん、そういう中で右折車線をつくったからああいう格好になっておるというものです。反対車線についてはまだまだ先のことになるろうかと思いますが、これについてはまた県と協議を重ねて問い合わせ、それと、現道につきましても町の要望は、困ることは言っておりますし、これからも要望して現場に落としてもらおうということはやっていこうと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）今言われた分も海田町の将来にかかわる問題じゃから、将来的にどういうふうになるか、委員会でも何でもいいですから、将来的な構想を議員さんに示してもらいたいんです。でなけりゃ、どういうふうになるかも皆わからんのじゃから、その方の配慮はどういうふうにしてもらえるか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）今お申し出がありましたように、建設委員会かそういうところを経由するかどうかはありますけれども、議員の皆様はその完成形等々の形等々を紹介したいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第9、第41号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第41号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、出産育児一時金支給事業費の追加などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 住民課長。

○住民課長(飯田) それでは、第41号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料14の平成21年度補正予算説明書によりご説明いたします。まず、歳出予算からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。2款保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費は、後ほど歳入でご説明いたします療養給付費等負担金の増額に伴い、財源振替したものでございます。次に、2款保険給付費の出産育児諸費の出産育児一時金の負担金補助及び交付金の84万円は、出産育児一時金の額改正により予算に不足が生じるため、増額するものでございます。次に、6款介護納付金の介護納付金は、後ほど歳入でご説明します介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付に伴い、財源振替したものでございます。次に、3ページの11款諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金の償還金利子及び割引料の691万9,000円は、平成20年度の療養給付費等交付金の額の確定により返還が生じたため、増額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金の過年度分525万4,000円は、平成20年度の療養給付費等負担金の額が概算交付額を上回り、追加交付があったため、増額する

ものでございます。なお、平成20年度の療養給付費等負担金の確定額が概算交付額を上回ったことによる余剰財源につきましては、今後収支不足に備えるため、内部留保することとしております。次に、3款国庫支出金の国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金の180万5,000円は、介護報酬改定等による保険者の負担増を抑制するため、交付されたものでございます。また、出産育児一時金補助金の42万円は、出産育児一時金の額が改正されたことに伴う国庫補助金の増額でございます。次に、9款繰入金の一般会計繰入金の出産育児諸費繰入金の28万円は、出産育児一時金の額が改正されたことに伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、41号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ775万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,989万2,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第42号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第42号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について。平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、償還金などに伴う予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤） それでは、第42号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料15の補正予算説明書をお願いします。2ページの歳出からご説明いたします。諸支出金の償還金の償還金利子及び割引料3,100万7,000円の増額は、平成20年度老人医療給付費に係る国庫医療費負担金等が精算により超過交付となったため、償還をするものでございます。

次に、1ページの歳入をお願いします。繰越金3,100万7,000円は、歳出でご説明しました償還金の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

第42号議案をお願いします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,100万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを5,502万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山） 1点は確認なんですけれども、第42号議案書の2ページ、歳出の諸支出金ですけれども、償還金、補正前の額、大体これは1,000円ですけれども、今回2,000円になっておりますけれども、これは何か理由があったんでしょうか。

もう1点は、今度は「説明書」でございますが、足りないので、繰越金を3,100万7,000円計上されておりますけれども、平成20年度の施策に関する説明書の中の335ページ、老人医療の繰越金はゼロ円となっておりますが、この繰越金はどこからの繰越金なんですか。

○議長（久留島） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤） この3,100万7,000円の償還につきましては、20年度の老人保健会計では収支残でこの額が残っております。

1点目の2,000円のところ、これにつきましては、1点が償還金の1,000円と、もう一つが還付金の1,000円ということで当初予算では上げさせていただいております。

○議長（久留島） 西山議員。

○11番（西山） これは議案書ですね。償還金だけのところですよ、これは。ここには2つ入るといえることですか。償還金とあと……。

それと、さっき繰越金があるとおっしゃいましたけれども、施策の説明書の335ページを見ていただいたら、差引きゼロなんです。それはこちらの老人医療のところを見ましても、332ページを見ましても、20年度の決算額で繰越金はゼロとなっているんです。

ですから、ほかの形の……。説明がつけばこの問題はあれなんですけれども。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）1点目の償還金のところでは項のまとめでございますので、目のところで今の償還金と還付金の1,000円ずつが出ております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）331ページについてご説明をさせていただきます。実質収支のところでは3,100万7,000円という形になっております。翌年度に繰り越すべき財源というのは繰り越し費が、ですから、事業を繰り越した場合に繰り越すべき財源という形になりまして、331ページで申しますと、実質収支のところには上がった金額が翌年度の予算において繰越金になるということで、決算上の繰り越す額と予算上の繰越金というものが異なりますので、なっております。今おっしゃいました3,100万7,000円というのはその下の欄の数字を見ていただければと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第43号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第43号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、償還金などに伴う予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第43号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正

予算（第2号）についてご説明いたします。資料16の補正予算説明書をお願いします。
2ページの歳出からご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の委託料14万2,000円の増額は、介護保険料に係る延滞金負担軽減に伴うシステム改修に要する費用でございます。次の備品購入費51万5,000円の増額は、介護支援専門員配置に伴い、介護保険システム端末機を増設するためでございます。次に、諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金の償還金利子及び割引料1,091万2,000円の増額は、平成20年度介護保険給付費に係る支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金それぞれ超過交付分の返還金合計額でございます。

次に、1ページに戻りまして歳入についてご説明いたします。まず、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金の事務費等繰入金65万7,000円の増額は、歳出で説明しました延滞金軽減措置及び端末機増設に伴う財源に充てるものでございます。次に、繰越金の1,091万2,000円の増額は、歳出で説明しました償還金の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

それでは、第43号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを13億3,489万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、第44号議案、平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、保険料等納付事業費の追加などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第44号議案、平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料17の補正予算説明書をお願いいたします。それでは、2ページの歳出からご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の委託料14万2,000円の増額は、延滞金の負担軽減のための保険料徴収システム改修に要する経費でございます。次に、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金118万円の増額は、平成20年度の出納整理期間に徴収した保険料及び延滞金を広域連合に納付するためでございます。次に、諸支出金の償還金及び還付加算金の保険料還付金の償還金利子及び割引料10万8,000円の増額は、被保険者の死亡による平成20年度保険料の還付未済分を返還するためでございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金14万2,000円の増額は、歳出で説明しました保険料徴収システムの改修に伴うものでございます。次の繰越金128万8,000円は、歳出で説明しました広域連合への納付金及び保険料還付金の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

それでは、第44号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ143万円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを2億2,711万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決めます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて平成21年第8回海田町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞さまでした。

午後3時45分 閉会